<被害者支援都民センター>

阿久津 では、私のほうから伝えさせていただきます。

まず、心情の意見陳述の対象者の範囲の拡大、それから被害者特定事項の秘匿制度、被害者等による公判記録の閲覧及び謄写の要件の緩和及び対象者の拡充、損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度、以上4つの制度については、被害者のために有益であり必要な制度と評価しており、今後も適切に運用していただきたいと思っております。特に、現時点で申し上げる意見はありません。

今日は、被害者参加制度について意見を申し上げたいと思います。

これまで被害者参加制度を利用した方々からは、おおむね良い評価の声が上がっていると思います。昨年度、都民センターが支援した被害者の中で、参加制度を利用した事例は9事例、支援対象者は22名でした。その事例を含むこれまでの支援の中から、被害者の感想、また担当した支援員の感じたことを、まずお話ししたいと思います。

一つ目は、殺人事件遺族のケース。これは被告人が複数で、別々に2回、裁判が行われた事例でした。この事例では、1回目の裁判の際には支援者とのつながりがなかったため、被害者参加制度への理解が十分でなく、制度を利用せずに終わってしまったのですが、その裁判を振り返って、「全く意見を述べられなかったという悔しさが残った。」と語っていました。2回目の裁判の前に支援センターとつながり、被害者参加制度利用の段階では被害者参加弁護士も付けることができました。「言いたいことを言えて本当によかった。判決にも遺族の感情を反映してもらえたと思う。」と、満足感を感じられた御様子でした。

裁判に参加できたということはもちろんですが、被害者支援に理解のある弁護士から丁寧に説明し、対応を受け、裁判に臨むことができたということが、よい評価につながったものと考えます。たとえ裁判に参加できたとしても、検察官や被害者参加弁護士とのコミュニケーションがうまく取れないと、不全感が残ることにもなるかと思います。

二つ目の事例は、交通死亡事故のケース、この事例は薬物使用、ひき逃げの悪質な交通 犯罪でした。当初、事件がなぜ危険運転にならないのか、検察官からの説明を受けてもな お、遺族は不満を感じている様子でした。ですが、被害者参加制度を使い、記録を読むこ とによって、少しずつ立件の難しさを理解されていったようです。また、記録を読んだこ とで湧き上がった疑問や思いを、直接、被告人にぶつけることができたということが、 「精一杯,裁判に関わることができた。亡くなった被害者のためにできる限りのことをやることができた。」という強い実感を持つことにつながったのではないかと感じました。判決の後には,「被害者参加弁護士だけでなく検察官に対しても,自分たちの言葉が伝わったと思う。ありがとうございました。」という感謝の言葉を述べて終わりました。そのような気持ちで裁判を終えられることは,被害者の回復のためにもとても大切ではないかと思います。

この事例では、同時に、被害者の負担感が非常に大きいことも実感しました。記録を見ることで、事件当時のことをまざまざと思い出し、また、当時の精神状態に引き戻されてしまうということは、当然起こってきます。家族の中で中心になって参加された方のみが、気丈に弁護士とやり取りをしたり、記録を読んだりしていましたが、ほかの方は、そのようなことは全くできない状態でした。

ある遺族は、被害者と別々に生活していたきょうだいという立場だったのですが、「自分のような関係だったから、支援を受けながら何とか耐えて手続に参加できたが、被害者の夫や親というより近い立場だったらできなかったかもしれない。それほど大変だった。」と話していました。「家族だけで闘わなければいけないと思っていたが、家族だけでは大変だったと思う。」と振り返られている方もいましたが、参加される被害者を支援する存在が不可欠であると考えています

3事例目は、性被害のケース。これは、被告人に対して心情をぶつけたいという強い思いがあって利用となりました。と同時に、被告人にも傍聴人にも自分の姿を見られたくないという要望もあり、遮へいでの被害者参加となりました。傍聴席での傍聴であれば、遮へい措置は取れないと思うので、被害者参加制度を使って遮へい措置を取るという方法は、一つの形として有効な支援ではないかと感じられました。被害当事者の方は、被告人に対する恐怖感が強いので、裁判における負担軽減措置は最大限利用していく必要があると考えます。

それ以外のほかの被害者の方からも、被害者参加制度について次のような言葉がありま した。

「やるだけのことはやったと思えた。自分が言いたいことは言えた。聞きたいことは聞けた。どんなに残酷な事実であっても、事件と向き合いたい。真実を知りたい。被害者にどのくらいの未来があって、どのくらい愛されていたかを加害者に分からせたい。被害者参加してよかった。参加しなければ何の事実も分からず、結果も今日のように受け止めら

れなかったと思う。」

そういうような、支援センターで支援をしている被害者ということもありますので、一概には言えないんですけれども、おおむね良い評価の声がほとんどだったということです。 次に、私たちの意見として4点申し上げます。

一点目としては、制度自体の説明を丁寧に行ってほしいということです。被害者のほとんどは、法律に関して知識はありません。被害者参加制度の説明を受けても、よく理解ができない方も多いと思います。制度の告知は、被害者の理解を確認しながら丁寧に行ってほしいと思います。何ができるのか、どんなメリット・デメリットがあるのか、どのような手続が必要なのか、利用しない場合はどうなるのか、など分かりやすく、時間を取って説明をお願いしたいと思います。

「参加制度を使うために申請が必要だと思っていなかった。」という方もいました。 「検察庁に自分から電話を掛けることができない。」という方もいました。被害者は、手 続について何も分からないということ、自分から説明を求めることも難しいことなどを前 提に、できれば直接顔を合わせて御説明いただければと思います。

二点目は、被害者参加制度を使うに当たっては、法的支援として弁護士の支援が重要であるということです。この制度を十分に行使するためには、証拠資料をしっかりと読むことが求められるのではないかと思います。被害者としての思いを話すだけでしたら必要がないかもしれませんが、被告人に質問したり、求刑に対する意見を述べる場合には、やはりどのような証拠があるのか、被告人はどのような供述をしているのかを理解しなければならないと思います。

ですが、記録を読むことは、非常に大きな負担になりますし、慣れない形式の書類ですので、その書類の意味すら分からない場合もあります。被害者参加弁護士を付けなくても、検察官と連携を取りながら進めることもできますが、実際、9事例のうち2事例は弁護士を付けずに参加していたのですが、法的な支援者として弁護士に付いていただけるという安心感は、被害者にとってとても大きいものと実感しています。実際には、弁護士を依頼せずに被害者参加制度を利用することは負担が大きいのです。できるだけ多くの被害者が弁護士を付けられるよう、国選被害者参加弁護士が選任される基準を緩やかにしてほしいと思います。

三点目として,経済的な負担軽減も必要です。裁判員に対しては,交通費の支給があります。被害者には,なぜないのでしょうか。事件の当事者だから,経済的にも負担がある

のはやむを得ないということなのでしょうか。

しかし、被害者は当事者になろうと思ってなったわけではありません。被告人によって、無理やり巻き込まれた立場なのです。被害による経済的負担に加えて、仕事を休むなどしながら裁判に参加しているわけです。せめて最低限の経済的補償をしてほしいと思います。 四点目としては、被害者参加制度を使うに当たっては、精神的な支援が不可欠であるということです。刑事手続に関わるということは、大きな精神的負担が生じます。従来の意

いうことです。刑事手続に関わるということは、大きな精神的負担が生じます。従来の意見陳述についても、終わった後には「きちんと言えただろうか。伝わっただろうか。」と話される方が多く、支援者は、被害者が精一杯頑張ることができたとねぎらい、支えています。

被害者参加制度も同様、「十分できただろうか。やってよかっただろうか。」と、迷ったり悩んだりするのが実情です。参加してよかったと思えるためには、そばで寄り添い、支える支援者の存在はとても大切です。付き添いには基本的な法知識も必要ですし、身近な人にはなかなか頼めないことでもあります。都民センターでは、以前から裁判の付き添いをしていますが、刑事裁判にしっかりと関わって乗り越えることは、被害者にとって回復のために役に立つ要素になると感じています。そのための負担を軽減するため、支える支援者の役割は大きいと自負しております。

現在、支援センター支援員が、制度を使われる一部の方の付き添いや精神的サポートを 行っているところですが、制度の説明と併せて支援者の存在を伝えていただきたいという ことと、将来的には精神的ケアへの予算措置を御検討いただきたいと思います。

以上が私からの意見となります。ありがとうございました。

濱刑事法制企画官 御意見の四つのうちの二つ目で、弁護士の支援が重要だということをおっしゃいました。今回、御意見を頂きたいとお願いした項目の一つに、被害者参加人のための国選弁護士の選任のための資力要件の部分があるのですけれども、この点について、都民センターで、例えば具体的にこういう事例があったとか、あるいはそういうものも踏まえて、こういう形で例えば緩和してもらえないか、こういう金額でとか、何か御意見というのはございますでしょうか。

阿久津 具体的に金額でというのはないんですけれども、実際には使える人はほとんどいなくて、私たちで関わった方でも一つぐらいですか、ほとんど被害後に生活保護受給になってしまった人とか、そういう方ぐらいしか使えていないので、該当する人がいないというか、皆さん、自費で……

濱刑事法制企画官 自費で,私選でと。

阿久津 はい、しているようです。

濱刑事法制企画官 今の資力要件として基準額150万円というのがありますけれども、それより多い方なので自費でということですか。

阿久津 はい。

濱刑事法制企画官 皆さん,自費で弁護士さんを頼めたということですが,お金がなくて頼めなかったとかという事例は、特にはないですか、把握されている中では。

阿久津 ちょっと私も、うちで関わったケースで被害者参加弁護士が付いていないケースが、 経済的な要素で付かなかったのか、それともそういう方に出会えなかったために付けなか ったのかというところまでは、ちょっと分析していないんですけれども。

濱刑事法制企画官 分かりました。

阿久津 でも、今の要件だとちょっと厳しいかなということは、常々感じております。

望月 自費で付けられた方も、無理をしていらっしゃる方は多いと思いますので、やはり資力要件を下げていただければ、それに越したことはないのではないかと思います。

濱刑事法制企画官 旅費の部分については、困った事例というので何かございますか。

阿久津 私が関わったケースでいうと、本当に遠くから、例えば泊まりがけでいらして、そのたびに何十万円と掛かるという方がいらしたので、それは経済的には大変だなということを感じました。

濱刑事法制企画官 それは、子どもさんが被害に遭った事件で親御さんが被害者参加される という事例ですか。

阿久津 そうですね、はい。

あと、今、裁判員裁判で、連日公判が入ってしまうと、お仕事を持たれている方は、結構、連日休むというのがすごく大変であったりとか、そこの部分の補償もないわけですので、そういう点で交通費ぐらいでもあれば助かるのかなとは思います。

濱刑事法制企画官 今の事例というのは、裁判員裁判の事例。

阿久津 ではないです。

濱刑事法制企画官 それは違う事例ですか。

阿久津 はい。むしろ、裁判員裁判なら逆に助かったと思うんですけれども。その方は、何 度も何度も行き来しなければならなかったので、その度に交通費と宿泊費が掛かるので。

濱刑事法制企画官 それは、ちなみに罪名というのはどういう事件か、具体的に。

阿久津 殺人・死体遺棄です。

濱刑事法制企画官 センターのほうでは具体的に、そのときはどういう支援をしたのですか。 阿久津 付添い支援ですね。

濱刑事法制企画官 付添い支援をされた事件ですか。

阿久津 はい。なので、経済的なものはどこからも、その方は受けていないですね、公的な ものは。

あと、確かこの今お話しした1事例目の方は、東京在住の方なんですけれども、裁判自体はもうかなり遠くで行われていたので、その方も交通費とか、掛かったと思うんですよ。でも、この方は、被害者参加弁護士は公費で付いたので、多分、交通費とかは公費で出たので、この方の場合は助かったと思うんですけれども。

濱刑事法制企画官 被害者参加弁護士の分はということですね。

阿久津 はい。

濱刑事法制企画官 分かりました。

<地下鉄サリン事件被害者の会>

高橋 地下鉄サリン事件被害者の会の代表世話人を務めております高橋シズエです。こちらに座っているのは、被害者のFさん、遺族のSさん、被害対策弁護団の中村裕二弁護士です。

早速ですが、発言の趣旨をまとめてきました。そのお渡ししてある資料に、多少、説明 が必要な部分を加えて、意見を述べさせていただきます。

私たちは、地下鉄サリン事件の被害者なものですから、資料はそこに焦点を当ててということで書かせていただいております。

- ① 心情の意見陳述の対象者の範囲の拡大
- 裁判の都合で切り捨てられた被害者にも平等の機会を与えていただきたい。

地下鉄サリン事件の被害者は、死者13人、受傷者6、286人です。これは、2008年12月に施行されたオウム事件被害者救済法による申請者を、警察が被害者と再確認した人数で、2011年11月に警察庁被害者支援室から連絡を受けたものです。

しかし、当初刑事裁判で起訴状に掲載されたのは、死者12人、受傷者3、794人、 そして、1997年12月2日に裁判の迅速化のためという理由で訴因変更が行われ、 受傷者は14人ということになってしまいました。手紙1枚でやむなくそうせざるを得 なかったところがあるわけですけれども、そこら辺は被害者の権利を一方的に奪われたという、私たちにしてみればそういう感情があります。つまり、2、492人はサリンの被害者でありながら起訴状に載らず、3、780人は起訴状に載った被害者だったにもかかわらず、証言や意見陳述の機会を奪われました。起訴状で被害者であるという認定がされないがために、特別傍聴券ももらえない、証言もできない、意見陳述もできないということだったわけです。このようなことは1997年当時には上記のように法改正されていなかったとはいえ、係る法律で認められた権利と同様にニーズとして存在していたもので、切り捨てられた被害者はいくつかの行使できるはずの権利を失いました。そういうことを私たち被害者は強いられてきたわけですが、今年になって、オウム事件の特別指名手配被疑者のH、K、Tが逮捕されました。今後、被疑者が起訴された場合、これまで裁判の都合で訴因変更された被害者、そして起訴状にも記載されなかった被害者にも意見陳述の機会があることを通知し、意見陳述を希望する被害者にはそれを可能にしていただきたい。言いたいことがあるという被害者の意見は吸い上げていただきたいと思っております。

最近、無差別に人を殺傷する事件が多くなっていますが、一部の被害者が司法制度から無視されるようなことがないよう、平等な対応をしていただきたいです。

② 被害者特定事項の秘匿制度

■ 刑事手続において被害者の氏名等の情報を保護するための制度を実施していただいて いるところですが、引き続き、安心安全のための被害者等の個人情報保護を継続してい ただきたい。

地下鉄サリン事件の遺族や被害者は、いまだに反社会的行動を続けているオウム信者への恐怖をぬぐいきれません。今もまたいろいろ復活の兆しがあり、アレフらの活動が活発化しておりまして、そうするとやはり危険性というのは無視できません。事件から3年目に私たちが「それでも生きていく」という手記集を出したんですけれども、そこの中ですら、「あんなやつ、松本智津夫、麻原なんか死刑にしてしまえ。」という感情を持っていても、それが書けなかったという被害者の人もいます。無記名の本ですら、そういう恐怖を抱いている。ですから、なかなか証言とかもできなかった人がいます。

これまでも松本智津夫死刑囚の第一審公判で遮へい制度を利用した遺族がいました。 そのとき遺族は意見陳述という制度についてよく知りませんでした。また意見陳述の制度も始まったばかりのことで、検事さんもよく御存じなかったようです。そのため、私 たち遺族への説明が不十分でした。私たちは、まず検事さんにどういう意見陳述をするのかを書いた紙を提出しました。そのときに、「上に名前と住所を書いてください。」と言われて書きました。その遺族が、それを遮へいの中で全部読み上げてしまったということがあるんです。それがある新聞の夕刊に書かれてしまいました。どうして検事さんは、その遺族の証言が終わった後にでも、ちょっと裁判長に、報道席にいる報道陣に向かっての注意をしてくれなかったんですかということを、私は検事さんに言いました。その遺族は、「もう緊張してしまって全部読んでしまったのよ。」と言っていましたけれども、そういうところの御配慮を頂ければと思っています。

- ③ 被害者等による公判記録の閲覧及び謄写の要件の緩和及び対象者の拡充
- オウム事件のような膨大な公判記録の閲覧・謄写について、どうすれば被害者等の負担をなくせるか御検討いただきたい。
- 対象者について、地下鉄サリン事件の遺族や被害者の場合は被害対策弁護団、個々の 事件の場合には被害者参加人のための弁護士がサポートできるようにしていただきたい。 これはこれから民事裁判を起こすかどうかとかという目的で、閲覧・謄写というのが あるのか今のところ分かりません。でも、やはりこれだけの大きな事件の膨大な公判記 録を、どうやって閲覧・謄写するんだという問題があります。

私は以前、証言の前に検事さんとの打合せに公判部に行ったときには、公判記録が収められた段ボールに囲まれた中で打合せをしました。部屋中が段ボールというぐらいに 資料がものすごくあって、この中から必要なものを探すとか、閲覧・謄写するというの はほとんど無理な話だと思います。

そこまでいかなくても、ある程度の公判記録があったときに、被害者は裁判に精通していませんから、被害者参加制度を利用するのであれば、そのための支援の弁護士さんが同行するなどできないでしょうか。できればそういうところまで範囲を広げていただければと思います。

④ 被害者参加制度

■ 被害者参加制度を利用したい。

逃亡していたオウム真理教のH, K, Tが相次いで逮捕されましたが, 地下鉄サリン 事件で起訴される被告人の公判において, 被害者参加制度を利用したいです。

■ 検察官,裁判官には遺族や被害者の心情等を十分理解していただきたい。 先週,検事さんと打合せがありまして,被害者のためのお部屋に通していただきました。 以前,最初に東京地裁に被害者のためのお部屋ができたことをニュースで見たときには,本当に小さなお部屋で,壁がブルーか何かになっていて,そういうお部屋かなと思って行きました。しかし,先週伺った面談室は,とても広い窓があるお部屋で,「これが三つあるんですよ。」と検事さんが言われて,「ああ,そういうところがだいぶ変わってきたな。」と有り難くお話を伺いました。これからの裁判員裁判,被害者参加制度を利用するに当たっての説明を詳しくしていただいたのは有り難いと思っています。

被告人には、地下鉄サリン事件について、逃亡中の生活について、逃亡中の心境について、被害者等に対する気持ちについてなど、とことん知りたいです。また、情状事項について、17年にも及ぶ身勝手な逃亡が遺族や被害者を苦しめたことについて刑罰に反映するよう検察官、裁判官に訴えたいです。

全ての被害者に共通のことではないかもしれませんけれども、やはりこういう未解決事件の犯人が逮捕される事件は、時効がなくなったわけですから当然あり得ることです。 逃亡という苦しみにも拘束されていた遺族や被害者の心情というものを、訴えたいと思っています。

そういう中で、やはりある程度、客観的に物が言えなくなったりすることについては 御理解を頂きたいと思っています。

■ 被害者参加制度の利用を希望する被害者が多数の場合、法廷に入る人数は物理的に制限されますが、入れない遺族や被害者には傍聴席の一部を被害者参加人席にするとか、別室でモニター視聴できるよう配慮していただきたい。

先ほども言いましたように、警察庁から聞いたところによれば、地下鉄サリン事件だけでも、被害者数が6、286人います。その人たちに、「被害者参加制度を利用することができますよ。」、あるいは「意見陳述の機会がありますよ。」という通知はして下さい。この前、検事さんにも言いましたけれども、それは実現していただきたい。実際に、その人たちが全員、法廷に入るということはもちろん無理な話です。例えば30人、50人希望したらどうするかというようなところをあらかじめお考えいただきたい。これは、大勢の被害者、死傷者が出た事件というのが過去にもありますし、これからも出てくるでしょうから、慌てて「できません。」と言われたら、やはりちょっと司法からの疎外感があります。そういうことがないように、こんな方法でどうでしょうかというような御提案を御用意いただけたらと思っています。

■ 公判前整理手続における証拠開示について

私はこの被害者参加制度というのを、別の事件で1回しか傍聴したことがなくて、その後どうなっているかというのが分かりませんが、公判が始まってからの短時間で被害者が意見陳述するとしたら、非常にこれは酷な話だなと思いました。起訴から第一回公判まで期間があるとはいえ、遺族や被害者は司法制度に精通しておらず、公判が開始されても、凝縮された公判日程の中で、被告人を前にした緊張と動揺を伴いながら、被害者等がなすべき判断と行動を迫られます。順調な進行と被害者の悔いが残らない権利行使のためにも、公判前整理手続の早い段階、例えば弁護人に開示すると同時か、あるいはその直後に、差し障りのない範囲の証拠を開示していただきたい。

■ 遺族や被害者の供述録取書について、写しを交付していただきたい。

供述調書を取られるときというのが、事件直後の動揺している時期だったり、あるいは控訴審の場合には聴取からの時間が経っていますので、何と言ったか正確に覚えていません。もちろん自分が言ったことですから偽りはないんですけれども、その控えをいただきたい。正式に交付していただきたいと思います。誰の公判だったか忘れましたが、「供述調書と同じことを意見陳述したくないので、聴取で何と言ったのかもう一度確認のために、写しを取らせてください。」とお願いして、事件から1箇月ぐらいのときに作成された供述調書の写しを取らせてもらいました。それから控訴審のときに、私は、供述後すぐに調書の写しをもらえないことは分かっていたので、聴き取りの後で検事さんが読み上げたときに、それを自分で筆記しました。検事さんもそれを分かって、ゆっくり読んで下さいましたけれども、やはり自分が何を言ったかという控えを持っていたいと思うので、これは是非、実現させていただきたいと思います。

- ⑤ 損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度
- 民事裁判では被告が出廷しない場合も多いので、刑事裁判で十分に被害者の心情を伝え、賠償命令に反映させたい。

私たちがこれまでやってきた民事裁判では欠席裁判が多かったので、非常にむなしさ を覚えました。刑事裁判に引き続き損害賠償命令が出る制度を継続して実現していただ きたい。

■ これまで、地下鉄サリン事件の遺族や被害者は、刑事裁判とほぼ平行して損害賠償請求を行っていました。しかし、証拠を集め、被告に刑事裁判と同じような尋問をすることは大変な苦労と労力と時間が必要だったので、積極的に制度を利用できるようにしていただきたい。

地下鉄サリン事件の場合には、被害対策弁護団の御努力もあって2人の被告が出廷しましたが、そこに至るまでの御苦労というのは、事件が大きいだけに、十分な証拠を集めて民事裁判を開くことは大変だったと思います。

■ 裁判での被害者等の負担の軽減は図られるものの、損害賠償が実効性を伴わない。国 の立替制度、あるいは補償制度、損害賠償不履行による刑罰を科す等、御検討いただき たい。賠償金の支払いが実際に遂行されているのかどうか、現状を知りたいです。

損害賠償の実効性が、どんなことをしても、相手にないものはないんです。ましてや、死刑判決が下るような相手だと何もない。そこのところを制度的に何か考えていただきたい。その一つとして、私たち地下鉄サリン事件を始めオウム事件の8つの事件の遺族や被害者は、賠償金を国が立て替えて、それを給付金として支給していただきました。それは非常に有り難かったです。そのためにある程度、生活に見通しが付いたという被害者もいますし、心の区切りを付けることができたという遺族もいます。ですから、これはやはり必要なことだと思います。私たちはこの法律が出来るまで13年間闘ってきましたけれども、できるだけこれは早い段階でやっていただきたい。犯罪被害者等基本法の経済的支援の検討会でも、座長が國松孝次さんだったこともあって、テロ事件の被害者の補償ということを論点に出していただきましたが、やはり補償制度というのも一つの方法だと思います。

それから、刑事裁判での刑罰だけでなく、人道的な、民事的な刑罰も完遂させるということで、刑務所から簡単に出してほしくありません。損害賠償もしないでのうのうと暮らされたら、被害者は立ち直れないですよ。ボランティアとかもあると思いますけれども、何か考えていただければと思っています。

- ⑥ 被害者参加人への旅費等の支給に関する検討
- 被害者等が引っ越したり、転勤等で他府県にいる場合の飛行機代、新幹線の運賃、宿 泊費などの必要とする旅費を支給していただきたい。

現に、今日出席しているFさんは、転勤先の岩手県から来ておりますが、今度、傍聴するとか意見陳述をするとか、何らかの形で裁判に参加しようと思ったときに、大変な出費が掛かりますので、御配慮いただきたい。

- 付添いを必要とする重傷者の場合は付添いに係る旅費を支給していただきたい。
- 重傷の被害者が専用の自動車を利用している場合は、ガソリン代を含む旅費を支給していただきたい。

地下鉄サリン事件の被害者の中に、車椅子で、家族が面倒を看ている被害者がいます。 車椅子を専用に取り付けて運転する車で、通院にも裁判の傍聴にも使っていますので、 ガソリン代も交通費として考えていただきたいと思います。

- ⑦ 被害者参加人のための国選弁護制度における資力要件に関する検討
- 資力要件はできるだけ緩やかにしていただきたい。

「被害者参加人の資力に係る基準額を、現金、預金等の流動資産の合計額150万円とする」と規定されているのは、かなり厳しいなという感じがあります。

- 被害者参加人の資力調査のときに、保険金とか給付金は、被害回復のためにいただい ているお金なので、基準額から除外していただきたい。
- 地下鉄サリン事件のように、被害回復のための費用が非常に負担になる場合がありますので、必要に応じて国選被害者参加弁護士を選任していただきたい。

同じく地下鉄サリン事件のように大勢の被害者がいる場合には、弁護士さんを一人一 人付けるということになったら大変なので、御検討いただけたらと思います。

それから、これは前々から法務省に提出しようと思って意見を準備していたものですが、 なかなか機会がなかったので、この際、ヒアリングの対象ではないんですけれども、私の 個人的な意見として、「死刑執行について」書かせていただきました。

死刑執行についての要望

- 1 松本智津夫死刑囚の死刑執行を行う前に、執行予定日時等の連絡を法務省から直接連絡していただきたいこと。
- 2 松本智津夫死刑囚の死刑執行に立ち会うこと。
- 3 1と2の要望が、松本智津夫死刑囚の死刑執行までに叶わない場合、あるいは可能であっても、やむを得ない事情で立ち会えない場合には、死刑執行直後に、報道関係者等からではなく、法務省から直接通知をしていただきたいこと。

私は地下鉄職員だった夫を亡くしました。

その後、1995年12月から2011年11月の裁判終結まで、刑事裁判を436回傍聴しました。刑事裁判では、証言をし、意見陳述もしてきました。出廷した法廷では、被告人に死刑を望んでいる旨、証言してきました。

化学兵器であるサリンを, 通勤時間で混み合う地下鉄車内にばらまくという卑劣なテロ行為は, 許されるものではありません。死刑判決が下されたとき, 日本のみならず世界も震撼させた地下鉄サリン事件の刑罰として, 当然の結果だと思いました。現在, 地

下鉄サリン事件で死刑が確定しているのは10人です。

判決後の加害者の情報というのが、いろいろな方法で情報提供されます。

これまでに、無期懲役の受刑者については、私は、K、H、Tの各受刑者に関する「受刑者釈放通知希望申出書」を、S受刑者に関する「加害者処遇状況等通知希望申出書」を、最高検察庁に提出しています。

この「受刑者釈放通知希望申出書」が受理されたことによって,受刑者の釈放直前に おける釈放予定,釈放時期,帰住予定地,釈放された通知を受けることになっています。 また,この「加害者処遇状況等通知希望申出書」が受理されたことによって,

- ・刑の執行終了予定時期、刑事施設の名称、受刑中の刑事施設における処遇状況など
- ・仮釈放審理が開始されたこと、審理を行う地方更生保護委員会の名称、仮釈放審理の 結果など
- ・刑務所から釈放された場合に、その年月日、理由など
- ・仮釈放された場合の保護観察をつかさどる保護観察所の名称,保護観察中の処遇状況, 保護観察の終了年月日など

が通知されることになっています。

それが、死刑判決だとどうして何も情報がないのでしょうか。それがすごく不思議です。死刑囚については、最高検察庁から死刑確定の通知を受け取って以降、被害者等のための死刑囚に関する情報の窓口がありません。死刑確定後、オウム事件の死刑囚の死刑執行に関し、被害者等には何の配慮もなく度外視されていることに強い違和感を感じています。

死刑判決だからこそ、どういう生活をしているのかというのはなおさら知りたい。服役囚が出所したら危険性があるということもあるでしょうけれども、加害者の情報を欲しいという単純にそれだけのことで服役囚と死刑囚を分けてしまうというのは、被害者側からするとすごくおかしな話だと思っています。

死刑がいつ行われるのか。死刑に立ち会わせていただきたい。要するに,裁判での死 刑判決が実際に執行されたかどうかというのを,この目で確かめたいということです。 さらに一般論に拡大すれば,まずは,立ち会う意思があるかどうかということを,事前 に聞いていただきたい。

また,遺族や被害者は死刑が執行されたことを報道によって知ります。報道関係者に は法務省から公表されると聞いていますが,事件の当事者としては,報道関係者への公 表以前に、あるいは公表と同時に、法務省から直接正式の通知を受け取れるようにしていただきたいと思います。

事件発生から、被害者名、被害者の顔写真、容疑者名、容疑者の顔写真と公表され、 裁判は報道関係者と一般に公開されています。死刑執行に関しても、遺族や被害者が希望した場合には、その立会いを認め、裁判で言い渡された死刑が実行されることを見届けたい。それも、遺族や被害者の権利の一つだと思っています。

松本智津夫の死刑執行に立ち会えるよう是非とも御検討をお願いいたします。

松本智津夫死刑囚以外の死刑囚については、現在考慮中です。

私からは以上ですが、付け加えることがありますか。

中村 では、補足をよろしいでしょうか。

損害賠償命令などの被害回復に関する点については、ここに高橋さんが書かれたとおりですが、地下鉄サリン事件被害対策弁護団の弁護士として、経験したことを踏まえて、意見を述べさせていただきます。

これからの被害者参加制度あるいは被害者救済制度として御検討いただけるなら有り難いなという話なんですが、実は6,000人の受傷者、それから13人の死亡者、その中で、我々弁護団は、民事提訴を遺族や被害者の皆さんがほとんどやってくるものだと思っていました。平成7年当時の私たちの予想です。

ところが、実際に民事提訴に協力していただけたのは40人で、全体の0.6%です。 そして、破産手続になれば6,000人全員が債権届をしてくれると思っていたんですが、 それもあに図らんや、予想に反して1,200人で、全体の20%です。私たち弁護団も このころようやく分かってきたんですが、テロ事件、無差別大量殺人事件の被害者の皆さ ん、御遺族の皆さんというのは、自分だけでなく、自分の家族の安全のことも考えなけれ ばいけない立場にあります。自分の住所とか名前とかを表に出さなければ民事提訴ができ ないということをやはり承知した上でやって来られる方というのはごくわずかです。自分 も自分の家族もテロリストに狙われても構わないと、遺族、自分の身内を殺されたから何 とかかたきを取りたいと、そういう気持ちの人しか、結局、民事提訴等には乗ってきてく れないんです。なぜなら、訴状に記載された自分の名前と住所がテロリストたちに知られ てしまうからです。結局、民事提訴した40人というのはほとんどが遺族の方々です。

そういう中にあって、テロリストたちの集団をどうやって資金的に封じ込めて治安を回復するかが問題となります。現に第6サティアンの中に残っていた金庫の中にあった7億

円は、特別指名手配被害者たちの逃走資金に使われてしまいました。そういう意味では、 治安を維持し、回復するためにも、また何よりも被害者の被害回復を図るためにも、まず はテロリストたちからその財産、資産を取り上げて、資産を拘束して、そして債務名義を 獲得し、速やかに回収し、配当することが重要です。そのためには、検察官が正に国を代 表して、被害者を代表して、あるいは被害者の債権を代位して、破産の申立てを行うこと。 そして、テロリストたちの財産を捕捉し、拘束し、そしてそれを換価処分して、被害者た ちに分配、あるいは一旦国に入れてもいいと思うんですが、被害者賠償金あるいは補償金 の資金源にしていくこと、こういう制度がもし出来れば一石二鳥だと思います。

現に、アメリカで9・11のテロがあったときには、ブッシュ大統領はすぐにスイスの銀行、ビン・ラーディン氏の口座を押さえて、それ以上のテロ活動ができないように封じ込めたようです。そして、被害者救済は、国のお金を使って、あるいはファンドを使ってやるわけですけれども、1遺族2億円という莫大な補償も実現するわけです。どこかの国を探せば、多分、そんな制度も見付かるのかなと思っているんですが、国あるいは検察官が破産の申し立てをしていって、テロ組織の財産、経済的な部分を壊滅状態に持って行くこと。そして、そのお金を被害者に回していくということがもしできれば、賠償制度についてもっともっと良い形になるかなと思っています。

御承知のとおり、五菱会のときに、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律というのが出来ました。これは平成18年ですけれども、このときはただ、財産的被害を受けた者に対しての制度なものですから、大型テロ事件がもし起こったとき、この制度は使えないわけですね。ですから、正に被害者・遺族が矢面に立って犯罪組織と対峙して闘わなければいけないという状態をなくすためにも、検察官が先頭を切って破産手続を行えるような制度が必要であると思います。破産という言葉が適当でないのならば、別の新しい法律制度でも構いません。要するに、相手の財産を拘束し、それを解体して被害者に配当できるような、そういう制度も将来的には是非御検討いただけたら有り難いなと思っています。

以上でございます。ありがとうございました。

<犯罪被害者きょうだいの会>

坂口 まず、きょうだいの会としてはというか、今現在の裁判をされているきょうだいとい うのが、今、ちょっと私どもの方にはいないので、今、この時点できょうだいの立場の犯 罪被害者がどう困っているかというのがちょっと分からないんですけれども、自分たちが経験した中で、やはりきょうだいという立場は、同じ血を引き継いでいるにもかかわらず、家族の中でもいろいろな面で、皆さん、御存じだと思いますけれども、民事訴訟などをしたときでも、やはりきょうだいという立場の人間が損害賠償の請求をしても認められないこともあったりとか、あと、民事訴訟をしたいと思っても、私もなんですけれども、私は弟を殺人事件で亡くしている被害者なんですけれども、損害賠償をしたいと思って弁護士さんに相談したときに言われたのが、両親と、弟には妻と子どもがいたので、その意見を一緒にして民事訴訟を起こしてくださいという話で、そのときにみんなの意見を聴くと、民事訴訟をしたいという者もいれば、そうしたくないという者も家族の中にもちろんいまして、結局、私だけの立場での民事訴訟ができなかったということもあったので、やはりいろいろな面で被害者のきょうだいという立場の者は、今まで阻害されている部分が多かったので、もっとこれからはそういう分での拡充をしていただきたいなというのが、私たちが今、いろいろ活動しているきょうだいの中での意見で一番多かったです。

正直なところ、送られてきた資料で、法務省のほうから質問して聴きたいという項目がありましたけれども、今の時点で、それが今どうされているのかも分からないものがほとんどなので、逆にそれに対しての返答というのは、答えかねるというのが正直なところなんですけれども。

上冨刑事法制管理官 そのほかに、この機会に伺っておいたほうがいいことはございますか。 坂口 ちょっと法務省とは、全然違うことになってしまうかもしれないんですけれども、含まれるかもしれないんですけれども、きょうだいの会として一番、きょうだいの会の中の被害者遺族とかでも、やはり未解決事件とか時効を迎えるような事件を抱えている被害者遺族がいまして、やはり裁判資料の保管・閲覧のことなんですけれども、不起訴事案とか時効を迎えた事件についても、やはり情報公開をしてほしいというのと、私の場合は、弟の事件は加害者が未成年で、殺人罪で懲役5年から8年の不定期刑という刑を受けて、今はもう既に保護観察も切れて、社会に戻っているんですけれども、裁判資料の保管というのは、きっと期限というか、ずっとずっと置いておけないものなのは承知しているんですけれども、閲覧の期限を付けないでほしいと思います。

あと、これは法務省には関係ないことなんですけれども、やはり事件を受けて、実際に被害に遭われた被害者もですけれども、遺族も含めて、PTSDなんかで、やはり生きている限りきっとずっと苦しむと思うんです。実際、今回、きょうだいの会の代表の三笠も、

今日,ここに来るはずだったんですけれども,こう言ったらなんですけれども,やはりこういう書類が送られてくることでフラッシュバックしてしまって,それから体調を崩して,今はもうお医者さんの方からそういう活動をやめなさいとドクターストップを受けて,今日は来られないんですけれども,だから,そういったことで医療機関にかかるときの医療補助をしてもらいたいなというのはあります。

実際,きょうだいの会で主に活動してくれていた,去年とか前回ぐらいまでここのヒア リングに来ていた竹治のほうも,結局はストレスが原因で,いろいろな病気を重ねて入院 中なので,やはり本当に実際に傷を負ったわけではない被害者の遺族というのは,やはり 心の傷というのはすごく深いものだなと,私自身も実際,ずっと病院にかかっていますの で思います。

あと、これは私が思うことなんですけれども、うちの加害者は保護観察も切れて社会に 復帰しているんですけれども、その保護観察が付いている間に心情等伝達制度などを使っ たりとかで加害者との接触もありましたし、あと、実際、私は加害者と面会も何度かして、 年に1度、刑期を終えて仮釈放されてからの回数を合わせると全部で3回ぐらい会って、 最後に会ったのが、命日のときに会ったんですけれども、また来年、そういうふうに私の 元に来て下さいという約束をしていたんですけれども、結局、加害者のほうが、私が心情 伝達制度とかも知らない被害者の方もきっと多々いると思うので、そういうことをしてい るということを取材を受けて新聞にしてもらったりとか、テレビのニュースの特集なんか でしてもらったことが,逆に加害者からすれば気に入らなかったみたいで,もう私のとこ ろに来ないとなってしまって、もうそれから3年ほど経つんですけれども、ということは、 もう保護観察も切れているので、加害者が今どういう生活をしているかを、私はまた自分 で何かのアクションを起こさない限り知るすべがないので、加害者の保護観察が切れてか らのことも知りたいと思う被害者の人も、やはりいると思うので、これからはそういった 面での情報開示というか、難しい言葉はよく分からないですけれども、知りたいと思う被 害者には加害者の情報が、やはり事件があって、刑期を終えて、保護観察も切れて、その 後、正直、何十年、逆に生きないといけないか分からない。その期間、やはり知りたいと 思う被害者には分かるようにできる制度を作ってもらえたらなと私は思います。

<NPO法人KENTO>

児島 今日は、本当に貴重な時間を頂きありがとうございます。

書いてきたものを、読み上げさせていただこうと思います。中には、とんちんかんに思われること、勉強不足、知識不足と思われることがあるかもしれませんが、どうか御容赦下さい。

犯罪被害者等基本法,犯罪被害者等基本計画,第2次犯罪被害者等基本計画などの策定,また途中での着実な見直し作業へのたゆまない御省の真摯かつ熱意ある取組に,心より深謝いたします。壁を越え,他省との連携を進められる勇姿には,驚きとともに意気込みの強さを感じるものです。

私たちは、今後も、日本を動かす皆様方の少しでも力になれるよう、犯罪被害の当事者、 国民として、最善を尽くし、行動してまいります。

では、御省よりさきに御案内いただきました犯罪被害者等の権利・利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律中の5項目及び第2次犯罪被害者等基本計画中の2項目につきまして、下記にNPO法人KENTOとしての意見、そして要望を述べさせていただきます。

①心情の意見陳述の対象者の範囲拡大。

意見要望1,心情の意見陳述の対象者の範囲拡大は、現状のままで特に問題ありませんが、被害者等にとって、より有効範囲、人数ともに的確に運用されるよう希望します。

②被害者特定事項の秘匿制度。

意見要望1,現状で大丈夫です。ただ、被害者自身のみでなく、被害者等の家族の氏名などについても公表しないでほしい。

- 2,公開の法廷で朗読の可能性がある場合の被害者等への事前の意思確認を徹底してほしい。
 - ③被害者等による公判記録の閲覧及び謄写の要件の緩和及び対象者の拡充。

意見要望1,裁判官の裁量による閲覧・謄写の許可でなく,犯罪被害者等が申請をすれば,無条件に全てを開示してほしい。

- 2, 開示時期について,公判第1回目以降ではなく,少なくとも公判前証拠整理において開示してほしい。
 - 3,公判記録だけでなく、捜査記録の事前開示をしてほしい。
 - 4, 謄写料金について、被害者には無料化してほしい。
- 5,最高検は、平成20年9月5日付で、第1回公判前であっても被害者参加人に対し 刑事記録を開示すべきであるとの通達を、全国の地検、高検に出している。しかし、通達

レベルでの扱いではばらつきがあるので、きちんと法にしてほしい。

④被害者参加制度。

意見要望1,実績調査を重ねた上で、被害者参加人の立場を検察官付属の現在の位置から徐々に上げてほしい。

- 2, 第1回公判前に公訴事実の要旨を知りたい。
- 3, 参加制度の満足度などの実績調査をしてほしい。
- 4, 元検事の弁護士を被害者弁護人として活用できるようにしてほしい。
- 5、検察官のサポートは十分すぎるくらいに丁寧であってほしい。
- ⑤損害賠償請求に関し、刑事手続の成果を利用する制度。

意見要望1,現行で大丈夫です。

⑥被害者参加人への旅費等の支給に関する検討。

意見要望1,現行で大丈夫です。

(7)被害者参加人のための国選弁護人に関する検討。

意見要望1,元検察官の弁護士を付けてほしい。

上記以外に、この機会を通じ、数点要望させていただきたく、下記に記します。

- 1、被害者の遺影の法廷内参加を認めてほしい。
- 2、裁判官、検察官、弁護人の合同勉強会を継続的に持ってもらいたい。
- 3,被害者支援員の法廷内付添いをさせてほしい。
- 4,交通事故の起訴率があまりにも低い。まず死亡事故に関しては、全起訴を確実にしてほしい。
- 5,被告人に認められていて被害者等に認められていない権利が多々あるはず。それら を具体的に分かる形のもので表してほしい。
- 6,被告人の人権擁護知識で装備され続けてきた弁護士方のシステムを変えるべく,大 学在学中の法学部生には犯罪被害者に関する授業を,これまで加害者に割いてきた時間数 の半分を義務的に振り分けてほしい。そのためにも,大学側と対話を重ねてほしい。
 - 7,司法修習期間についても、上記と同様にしてほしい。
 - 8,控訴に対する意見を取り入れてほしい。
 - 9,検察審査会の議決が検事正を拘束するよう改めてほしい。

以上です。

上冨刑事法制管理官 ありがとうございます。

ほかに、この場で付け加えておっしゃりたいことがあれば、併せてお伺いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

児島 はい。ちょっと1点。

元検察官の弁護士と書かせていただいたんですけれども、弁護士さんの中には、やはり 検事さんに対して遠慮があったり、人によって様々だとは思うんですけれども、ちょっと 立場が違うと思います。検事という方は、やはり真相とか真実とか、罪、償いに関してプ ライドを持っておられます。だから、とにかく被告人、被疑者、何でもその人権を守ろう とするというところから出発するのではなく、やはり見極めて取り組まれる。それから、 検察庁の流れを特に御存じですので、担当の検察官と、やはり元検事の弁護士さんは、被 害者が知らないところもきちんと見極めて下さったり、聞いて下さったりする知識をお持 ちだし、力も対等なんです。だから、是非、元検事の弁護士さんを活用していただきたい とは、すごく感じています。

では、佐藤のほうに代わります。

- 佐藤 私から一つだけ。ここに書かれている公判記録の閲覧の部分で、開示の時期について、公判前の段階での開示をしてほしいという形で書かれていますけれども、併せて、できるならば被害者、被害者参加される方々も、この公判前整理手続に参加できるようなシステムにしていただきたいと思います。それができなくとも、オブザーバーとして発言できないまでも、公判前整理手続に傍聴できるような、そういうシステムが本当の意味で被害者参加制度の参加人が対等にそこの場にいられるということになると思いますので、是非そこの部分はしっかりとお考えいただき、希望の一つとして述べさせていただきます。
- 児島 それと、⑥の被害者参加人への旅費等の支給に関する検討ですね。被害者が住む地元で開かれるなら幸いなんですけれども、やはり遠方の場合、すごい負担ですね。弁護士さんを付けた場合も、自分の事件、事故が県外で起きて、でも、自分の住むところで弁護士さんを付けた場合、その弁護士さんの費用、旅費とかは付けられていないですね。その請求がみんな被害者に来てしまうことになるので、そこをやはりもう少し運用を考えていただけないものかと思います。
- 上冨刑事法制管理官 今の御意見は、まず遠方の場合、被害者参加人御自身の旅費も負担になることがある。それから、弁護士さんを付けた場合の、その弁護士さんの旅費についても負担になることがあるので、そういったものについても検討してほしいという御意見として承ればよろしいですか。

児島はい。

上冨刑事法制管理官 分かりました。

児島 現状で、法廷内では、遺影は傍聴席だと思うんですけれども、過去に法廷内に遺影が 持ち込まれたこと、許可されたことは……。

上冨刑事法制管理官 柵の中ということですね。

児島 そうなんです。やはり遺族にとりまして、この自分の大事な家族に真相を聞いてほしいと、たとえ、姿は見えないんですけれども、遺影がその代わりとなりますので、大事な存在なんです。

佐藤 私が知る限りでは、民事裁判においては、このぐらいの小さなものを置かれる方はよく見られるんですけれども、被害者遺族の希望がある範囲の中で、そういったものを刑事 裁判にも拡充していただくような、そういうことを、もし……

上冨刑事法制管理官 参加人として御遺族が参加されているときに、参加人だけではなくて、 被害者本人の遺影も柵の中に……

児島 そうですね。いすを一つ置いて……

上冨刑事法制管理官 置いて, 言わば参加しているような形にできないかという御要望ということですね。

児島 そうですね、ええ。法廷の中が、やはり空気がどちらかに傾くとか、そういうことより、やはり被害者というのは、してはいけないこととか、やはり裁判官に対してどういう印象を持たれるかにとても気を遣います。してはいけないこと、この亡くなった家族のために、やはりきちんとしようと努めますし、そういう心遣いは皆さん、やはり持っておられると思います。

あと、やはり刑事裁判の法廷というのは、罪を決めるところであるということもきちんと分かっていますし、そういった刑事的な裁判の流れ、在り方とかというのを、本当、最初は被害者参加人も分かりにくいと思いますので、そこら辺のところを検事さんから、やはりフォローを分かりやすくしていただけたら理解できます。また、大事な場だということ、公平な場であるけど、伝えたいことは伝えられる場に持っていきたいということをわきまえています。

あと、被害者参加制度で参加された当人、遺族方とか御当人の「参加してよかった」とか、そういう積み重ねはまだされていませんか。感想を聴くとか、検事さんを通して、弁護士さんを通して、その意見を寄せ集めていく、この参加制度をより良いものにしていく

ためにも、経験した方たちの意見の集約をお願いしたいなと思います。

佐藤 あと、要望の3に書かせていただいた被害者支援員の法廷内付添いなんですけれども、 ここの部分というのは、何か法廷内に入るに当たって、被害者当事者と、あと代理人弁護 士という方がいると思うんですが、そのほかに制限とか縛りとかというのは、特にありま したでしょうか、現状で。

上冨刑事法制管理官 多分,裁判所の訴訟指揮の問題なのだろうと思います。逆に,支援員に入ってもらうという権利があるわけではなくて,裁判官の判断だろうと思いますけれども,その場合に,被害者支援員という立場の人が柵の内側に入ることを裁判所がどう考えるかなという問題なのかなと思います。

佐藤 では、飽くまで個別の裁量ということで。

上冨刑事法制管理官 分かりました。

<性暴力禁止法をつくろうネットワーク>

周藤 性暴力禁止法をつくろうネットワークの周藤と申します。よろしくお願いします。

まず、性暴力禁止法をつくろうネットワークにつきましては、, 2008年に結成しまして、性暴力に関する包括的な法整備を目指して、全国の被害当事者、支援者、(本日参加しています鈴木さんも弁護士さんですし、私はカウンセラーをしております), 法律の研究者・学者など、様々な立場の方が参加する500名以上のネットワークですけれども、性暴力に関して、性暴力被害者にとって被害者参加制度が現実にどういう運用になっているか、被害者の立場からどう見直し等が必要かということで、周囲に意見を求めまして、簡単にまとめたものが、今、資料でお手元にお渡ししているものです。

今回、特に強調させていただきたいのが、「終わりに」というところに書かせていただいていますけれども、性暴力被害に遭った方が、その被害によって本当に打撃を受けて、すぐに警察に訴えるかといえば必ずしもそうではなくて、例えば救急車を呼ばれてとか、警察に駆け込んでという方もいらっしゃいますけれども、多くの方はやはり「誰にも知られたくない。なかったことにしよう。」ということで、訴えることを断念される方が非常に多い。それは、最近、「犯罪被害者白書」も発表されていますけれども、被害に遭われた方が警察に訴えたケースというのは3%でした。僅か、それだけなのですよね。ですから、被害者参加制度を利用される方は、警察に訴えて、裁判になって、更に被害者参加制度を選ばれるというわけで、その背後に膨大な、訴えられない被害者がいらっしゃって、

その中でほんの僅かの方が警察に訴えようというところまで高いハードルを乗り越えて,被害届を受理されて、告訴も受理されて、起訴まで行って、「被害者参加制度がありますよ。」という説明を受けられて、では自分がそれを利用しようと決断されるまでというのが相当大変なんだというところを御理解いただいた上で、この被害者参加制度のことを考えていただけると有り難いということを、特に強調したいと思っているところです。

そういう意味で、被害者参加制度自体を廃止することを仮に考えられるということがあるとしたら、やはり警察に訴えて、被害者参加制度を利用しようと思われる方は、それだけの強い気持ちを持っておられて、裁判、公判で、つい立てが立てられているにしても、加害者と同席する場所に行く、ビデオリンクだとしても、被害のことを考える、というだけでも、フラッシュバックといいまして、その被害の光景などが生々しく浮かんできて、動悸がして、冷や汗が出て、体もしびれてきて、過呼吸になって倒れてしまうというようなことを耐えながら、心情陳述などをされるということなので、やはり被害者にとってはそれだけ必要で、やりたいことなので、被害者参加制度は是非継続していただきたいと思います。

一方で、先ほど言いましたように、訴えることすらできない、訴えたとしても、とても 証言なんてとんでもないと思われたり、証言をして傷付いてしまうのではないかと思われ る方がいらっしゃるので、被害者参加制度を利用するかどうかを、非常に躊躇される場合 があるわけですよね。そういう被害者参加制度を利用しない被害者、躊躇する被害者にと って、被害者参加制度を利用した被害者は保護するけれども、その制度を利用しなかった ら、「あなたはそういう制度を利用しないんだからしようがないですよね。」というよう に被害者を分けるようなことを、できるだけ少なくしていただきたいです。

それから、具体的には、心情の意見陳述の対象者の範囲の拡大につきましては、先ほど言いましたように、被害者は訴えたということはあるけれども、とても公判には出られない、考えることもできないというような場合に、その周囲の方が、「代わりに、いかに大変な状態なのかということを訴えたい。」と思われることはあると思うんですね。その場合は、被害者が亡くなってとか、重大な心身の故障というまでには当たらないで、被害者も参加しようと思ったら参加できるかもしれないけれども、ちょっとそれはできないという場合にも、その家族や婚約者、恋人などが訴えたいという場合に、それが被害者の意思であれば、認められるといいのではないかという意見もあります。一方で、やはり周囲の、家族の方が被害者のことを本当に代弁できるのかというところの、それは飽くまでも家族

や婚約者の気持ちなのではないかというところもありますので、そこら辺は慎重に被害者 の意思を確認をした上で、もう少し幅を広げていただけると良いのではないかというよう な意見がありました。

被害者特定事項の秘匿制度については、非常に重要で大切なことです。ただ、もう少し「学校や職場や被害場所なども秘匿することができます。」などのように、具体的にしていただけると安心ではないかということがありました。何を秘匿できるのかについて、被害者に丁寧に確認していただけるとよいのではないかと思います。

それから、実際、傍聴していても、被告人の弁護人が「何とかさん」などと個人名を呼びかけてしまったり、それが「ああ、しまった、しまった。」とかというような感じなのですが、それはうっかりなのか、敢えて心理的な動揺を与えようとして言っているのかなどは本当に分からないところがあって、それを現実に防ぐことができないのでしたら、罰則規定も考えてもらうと良いのではないかと思います。

あとは、被害者による公判記録の閲覧及び謄写の要件の緩和及び対象者の拡充についてですけれども、実際、利用された方からすると、「ちょっと裁判官が使っているので。」ということで、非常に待たされたり、時間が掛かったりですとか、謄写費用が1枚50円などでしたら、やはり何枚もコピーをすると非常に負担が掛かるというようなことがあります。また、先ほど強調させていただいた、被害者参加制度を利用するかどうか躊躇されたり、迷っている方にとって、どういう書類、証拠が出されて、どういう公判になるのかというようなところ、相手はこういうことを言っているのかということが分かった段階で、「それだったらやはり自分はこういうことを言っているのかということが分かった段階で、「それだったらやはり自分はこういうことが言いたい。」というようなことで、被害者参加を選ばれることもあると思います。被害者参加制度を利用された方はコピーして閲覧できるんだけれども、参加をしていない方は全然駄目ということでしたら、そういう判断ができなくなってしまう。ですから、被害者参加制度を利用されない方も判断できるように、閲覧、コピーができるようにお願いしたいということがあります。

これは考えてみれば当たり前なんですけれども、被害に遭った方が、裁判や法律的なことに詳しいわけではなくて、皆さん素人なわけですよね。ですから、右も左も分からない中で、被害者参加制度を利用したらどうなるんだ、非常に傷付けられてしまうのではないかという情報も、一杯入ってくる。そういう中で、やはり「被害者を守る制度にはこういうものかありますよ。」というようなことを、本当に具体的に分かりやすいように言っていただいたり、すぐそばで誰かが付いていて、「これはこういうことなんだよ。あなたに

できることはこういうことなんですよ。」とか、「こういうことについては、こういうリスクはありますよ。」というような説明をできるだけ早い段階でしていただくと、利用もしやすくなっていくと思いますし、被害者がどんどん参加しやすくなっていくと思います。そういう意味で、本当に早い段階での弁護士や支援員の付添い、サポートが、制度として利用できるようになるとよいのではないかということが、性暴力被害者支援の現場では誰しもが願っていることです。

実際、被害者参加制度を利用された方の感想、印象としては、「利用して本当によかった。」ということがあるんですけれども、被害者参加人の弁護士の位置付けが、検察官の方によって、随分運用的に違うのではないかということがあります。実際の公判の場面で、「こういうことをやってください。こういうことを言ってください。」ということでメモを渡したりしても、「はあ。」という感じで一切受け付けられなかったりして、結果として、一審で無罪判決になってしまったことがありまして、「あのときにもっとこうやってくれたら。」というようなことで、非常につらい思いをされたということがあったんです。逆に、非常に心情も理解された上で、求刑にも反映してもらって、「すごく良かった。」という感想を持っておられる方もいらっしゃって、そこら辺が、どうやったら運用がよくなるのかというのはちょっと分からないんですけれども、更に検事さんに被害者参加人との関係を密にしていただけるといいのではないかということがあります。

損害賠償請求に関しての刑事手続の成果を利用する制度については、これはちょっと評価が分かれていまして、印紙代が安いということで、被害者に負担がなく請求できるというところでのメリットがあります。一方、有罪になって刑務所に入ってしまう、元々あまり資産もないような加害者に対して、何百万円という支払命令が出たとしても、結局は回収する見込みがないというところがあって、気持ちの面ではちょっとすっきりするかもしれないけれども、現実的には、お金をもらえなくて、後でも書いていますけれども、被害によって仕事もできなくなったり、経済面でも負担が掛かっている被害者にとって、この制度がどうなのかなというような疑問を持たれている意見もありました。

そういう意味で、被害者参加人への旅費等の支給というのは、本当に当たり前なのでは ないかということで、是非お願いしたいと思います。

次の資力要件とも関係しますけれども、よくあるのが、学生さんが被害に遭って、でも、 家族には知られたくないと。自分だけで裁判を頑張ろうと思うというところで、では、学 生さんが、例えば留学費用とか進学費用などを、アルバイトで一生懸命貯めていて、20 0万円やっと貯めた。「では、それだけお金があるんだから自分で弁護士さんを雇えるでしょう。」と言われて、その預金を切り崩してしまって、裁判が終わって、また学業に戻ろうというときにお金がない状態というのは、「被害者なのになぜ?」ということで納得できないと思うのです。先ほどの損害賠償命令みたいなことでも、結局、お金は回収できない。PTSDなどの治療費もどんどんかかっていく。被害によっては、産婦人科にも通わないといけないなどありますが、そういう医療機関も性犯罪について理解がないところが結構多いので、ちょっと遠方の理解のある医療機関まで通わないといけないなど、そういう意味で全体的な、経済的な負担が非常に被害者にかかっていて、実際、被害者に対する公的な補償制度をもっともっと充実させてほしいというところがあって、それがまだないところでは、やはり旅費等の支給ですとか、資力要件について緩和するというようなことは、是非お願いしたいというようなところです。

鈴木 今、代表の周藤さんから御説明させていただいたことと若干重なるかもしれませんけれども、性暴力事犯の場合の被害者におきましては、特に法律に通じているわけではないだけではなくて、著しい恐怖心とか、あとは普通の生活が非常に困難であるという背景がございます。その認識の下で、制度設計をその部分は見直していただければというのが、当方が思っているところでございます。それが総論になりますけれども、まず被害者参加制度の対象者の範囲については、これは範囲を狭めたいというような意見も法律関係者の中でありますが、加害者であれば可能な限り被害者の声を聴くべきであり、むしろ少なくとも現状の範囲を狭めないでいただきたい。また、犯罪類型につきましては、この被害者参加制度の趣旨からいくと、限定される趣旨、つまりなぜ限定されるのかがすごく分かりにくいです。性犯罪被害といっても、端的に法律の中でその類型として現れるもの以外にも、いろいろな形で及んでいるものがあって、それで法律の条文の中で構成要件ごとで切り分けてしまうということに関しては違和感があるというのが、被害者の方々からも言われているところでございます。

それから、2番目の被害者特定事項の秘匿の問題ですけれども、これが現在の運用ではすごく難しい問題でございまして、共同代表の周藤さんのほうからも説明しましたけれども、今まで問題になっている事例は、発言があったとおりですが、それらの課題を運用の中で守れないのであれば、やはり抜本的な、そもそも被害者が特定される事項にわたる範囲の規定自体を法律で変更するなりが必要となり、また運用だけでは防げない問題も出てくるのではないかと思っているので、その辺りについては別途、措置が必要ではないかと

思っています。

それから、先ほど出ました閲覧・謄写の範囲については、参加を迷っている者、それから参加を予定しないけれども、その情報については取得したいという者に関して、やはり特に性暴力被害の場合は、著しい恐怖心であるとか生活困難ということで、なかなか参加の申出をするに至らない者がいるという事態も踏まえていただきたいところです。もちろんいろいろな支障というのも承知はしていますけれども、そのような壁をできるだけなくすというような展開をしていただけると有り難いと思っております。

先ほど、総論の中で、お伝えするのを忘れましたが、やはり性暴力被害者の多くは、犯罪のときに自分の主体性を奪われて、自分のことを自分でコントロールできるということが奪われてしまっているというのが特徴でございまして、それをやはり裁判の中、又は検察官とのやり取りの中で回復できるような、またそれを尊重していただくような手続というのを入れていただけると大変有り難いと思っています。

それから、被害者参加制度の中でも、先ほど周藤さんのほうからも紹介いたしましたけれども、やはり自分の意見がなかなか反映されない現実がございます。検察官とは接触はしているんだけれども、聞き入れられなかった、そういう例もございます。やはり被害者の主体性、自分についてのことをコントロールできるということを、できれば検察なりの中でルール化していただく指針などを出していただいて、いかに被害者の主体性を支援するサポートができるかに関して、被害者を早期からかつ全面的に支援する代理人も含めて制度を設けていただければと思っています。

それから、損害賠償制度につきましても公的な関与での補償・賠償が必要だということで、例えばこれは基金を作るなり、諸外国の制度などを参考にしていただきまして、加害者に賠償能力がないような場合につきまして、実際に例えば基金からお金が支払われるとか、そのようなことについても御検討いただければと思っています。

あとは被害者に掛かる費用につきましても、これは共同代表の周藤さんが言ったとおりでございますけれども、被害者自身が日常の生活がかなり難しいような状況がありまして、従前、資産がある程度あった方であっても、それを切り崩しながら生活せざるを得ないという方がいるのが実態でございます。また、特に性暴力自体に伴うスティグマの問題がございまして、なかなか周囲の者にこれを打ち明けられないということがあります。資力の認定に当たって、御本人以外の家族の資産を被害者に不利益に考慮しない等、やはりほかの事案とは異なるような配慮をしていただきたいということがあります。その辺りででき

るだけ緩和をしていただきたいと思っております。そもそも論から申しますと、法的手続に関与することはもちろんそれは回復のプロセスだということは確かにあるにしても、犯罪被害にあったということで、更に生活面で、また法的手続に関連してお金が掛かる、自己負担しなければならないということ自体が、つまり元々その被害があったということ自体の回復をするために更にお金が掛かることでは、被害者としては非常に痛いところでございます。

法的・財政的な被害者支援として性犯罪被害者の実態に即して今後の計画の履行である とか次の計画の中で、フォローしていただけると有り難いと思っています。

以上でございます。

<全国犯罪被害者の会(あすの会)>

髙橋 あすの会の副代表幹事をやっております、弁護士の髙橋と申します。

今回の3年後見直しに関しまして、あすの会の会員の小澤樹里さん、武田俊子さんから 発言させていただきたいと思っております。

最初に私から、小澤さんの事件の概要を簡単にお話しさせていただきます。

小澤さんは交通犯罪による被害者遺族に当たります。平成20年,彼女から見ると義理の弟,つまり旦那さんの弟さんが運転する車が対向車両と正面衝突しました。対向車両は、足腰が立たないほど泥酔した者が運転していました。制限速度40キロのところを100キロ以上の速度で、センターラインをオーバーして正面衝突した悪質な事案です。乗っていたのは、弟さん、双子の妹さん、義理の御両親の4人です。両親はほぼ即死、弟さんは排尿・排せつ障害、高次脳機能障害、妹さんは顔面をガラスのように砕かれてしまい、さらに高次脳機能障害を負った事案です。

運転手に対しては、被害者参加制度が始まる前でしたから、通常の裁判で判決が言い渡され、懲役16年の刑が確定しました。さらに、酒を飲ませた居酒屋の店主は酒類提供罪で起訴され、懲役2年、執行猶予5年の刑が確定しております。

最後に、残っておりました助手席に乗っていた人と後部座席に乗っていた人、この2人に対して、危険運転致死傷の幇助罪で起訴されたのが本件事件です。この事件では被害者参加制度が始まっておりましたから、被害に遭われたご兄弟、その兄、兄の妻の樹里さんが被害者参加しました。もちろん、裁判員裁判の対象でもあります。

では、この裁判を通していろいろなことを経験された小澤樹里さんから、良かった点、

悪かった点などについて、お話しいただきたいと思います。 小澤 小澤樹里です。今日はよろしくお願いします。

被害者参加制度を利用してよかった点は、三つあります。

一つ目、検察官との十分なコミュニケーションが取れました。検察官との十分なコミュニケーションが取れたことで、裁判前に何度も話し合うことができ、お互いの理解を助け、私たちは冷静に判断することができました。検察官の側も、私たちの疑問を反映させて、疑問や尋問を被告人や証人にしてくれました。また、私たちの基本的な意向を検察官が理解してくれるということが何よりも安心につながり、公判中のスムーズなやり取りにつながったと思います。

二つ目は、被害者参加人として在廷ができたということです。被害者参加制度施行以前は、私たちは蚊帳の外でした。在廷できたことで、罪とも被告人とも向き合えたように感じました。また、この中では気持ちが随分冷静になれたと私は思っています。参加人になり、被告人に質問する機会が与えられたため、私たちの感情に高ぶりはあっても、冷静でいることができました。以前の傍聴席から見た裁判は、当たり前ですが、被告人に直接質問できないもどかしさから、被告人をただ恨み、怒りを態度で表すほかありませんでした。今回参加できたことで、裁判中の私たちの気持ちには格段の差が生まれたようにも感じました。

それから、被害者が参加すると法廷が混乱するということで反対されたと、私たちを支援してくれた弁護士さんから聞いたことがあります。参加させず、何もしようとしないからこそ、感情を抑えられなくなるのではないでしょうか。むしろ、バーの中に入り、いろいろなことができることを知って、かえって冷静になれたように感じます。

また、疑問をその場で解決できました。公判中、検察官が隣にいたことで、裁判の流れの中ですぐに反応してもらい、疑問や意見があれば検察官にその場で紙に書いて渡したり、口頭で伝えたり、質問に対しては、3人いるうちの中の検察官の誰かが、その場ですぐに対応して説明をしてくれました。以前の被害者参加制度ではない裁判では、私たちは聞きたい事実もその場では聞くことができず、休憩を待って検察官に話をしなければなりませんでした。ですから、被告人の言葉を聞いて湧き出た質問も、被告人質問が終わった後でなければ検察官に聞くことができず、いらいらしました。ですが、被害者参加を利用した裁判では、いらいらもなく、冷静に公判に臨むことができました。

三つ目は、罪体に関する被告人質問と被害者論告が自らできたことです。被害者参加人

の私が、被告人の両名に直接質問することができました。また、被害者として論告求刑も、 参加人の私たち自身が直接行いました。自分自身で質問することは、とても意義がありま す。自らの疑問を相手に聞き、その答えに対してまた質問するということは、何よりも優 先してもらいたかったことでした。全ては、被告人に真実を語ってもらいたいためです。

法律のプロから考える真実と被害者から考える真実、これは違います。プロには無駄に思えるかもしれませんが、直接会話をしたからこそ、私たちが加害者に家族をめちゃくちゃにされたことですから、私たちが聞きたいことはたくさんありましたし、言いたいこともたくさんありました。実際には、時間的な制約もありましたし、被害者参加弁護士とも、より意義のある質問、意見だけを選択しましたが、自らの疑問や意見を伝えられたことで、一つの問題を自らが解決したという満足感すら感じました。

被害者参加制度で改善してもらいたい点は、三つあります。

刑事裁判に被害者参加ができるこの制度は、なくてはならないものです。しかし、以下 の点を改善してもらいたいと思います。

一つ目,犯罪事実についても証人尋問をしたい。情状質問,情状証人だけではなく,犯罪事実に関する証人にも被害者参加人が尋問できるようにしてもらいたいのです。被害者は,真実を知りたいのです。仮に,加害運転手が被害者参加制度の施行後に起訴され,私たちが被害者参加できたとしても,そのときは同乗者2名は証人にすぎません。犯罪事実については何も聞くことができないのです。これでは納得がいかなかったと思います。証人は,正直に話せばいいことだけですから,聞かれたからといって何も負担が増すとは思えません。むしろ,被害者参加人が事実について全く尋問ができないことの方がおかしいと思うのです。

二つ目,公判前整理手続に関わりたいという思いがあります。被害者参加人と被害者参加弁護士も,公判前整理手続に関われるようにしてもらいたいのです。まず何よりも,被害者は事実を知りたいのです。被害者側は,検察官に手続の様子を細かく聞く以外,何がどのように進んでいるのか分かりません。検察官は,聞いていた内容を毎回話してくれますが,私たちは自分の目で見て,何が争点になっているのか,加害者の意見,証明する事実,提出する証拠物,日程が明確に判断されているかどうか,これらの意見をまとめるためにも知りたいのです。検察官も,被害者側がそこにいれば,説明する手間が省けると思います。

加害運転手の裁判では、被害者参加も裁判員裁判も施行前で適用されなかったのに、公

判前整理手続だけは導入されてしまいました。被害者が全く関与できないということで,裁判所,検察官,被告側の弁護人の三者が全て決め,勝手に裁判が進んでしまうような怖さがありました。見えないこと,聞こえないことは,被害者をより苦しめます。苦しくて,当時,裁判所に,公判前整理手続はしないでほしいと上申書を提出しました。裁判員裁判のために公判前整理手続がどうしても必要ならば,せめて被害に遭い,真実を知りたいという願いを,私たち被害者参加人にも関与させてもらいたいのです。手続を知るということには,とても意義があると思います。

また、公判前整理手続に関わりたい理由の二つ目として、証拠の絞り込みを防ぐという効果があると思います。被害者側の参加のないまま公判前整理手続をしては、不必要に証拠が厳選されてしまい、裁判の進行に差し障るおそれがあると思います。実際に、私たちの場合は、顔面を粉砕骨折した妹の顔写真や、亡くなった両親の写真を証拠として扱ってもらうことができませんでした。見てもらえれば一目瞭然なのに、それを言葉で説明しろという不合理な裁判になってしまったのです。

また、私たちの裁判では、裁判員らの強い要望により、公判前整理手続で検察側が取調べ請求を諦めた証拠を、裁判所が職権で改めて証拠採用しました。証拠が足りないと裁判員が言ったのです。公判前整理手続も、被害者の意見が反映されていないからこそ、こういうことになるのだと思います。裁判員は、被害者と同じ市民です。私たちと感覚の近い質問を公判でもしていましたが、逆に言えば、私たち被害者が見てもらいたいという証拠は、裁判員にも判断を必要とする証拠だと思います。被害者側が手続に立ち会い、証拠の厳選がされすぎないようにすることができれば、時間の無駄を省き、よりスムーズに裁判を進めることができますし、なにより事件の最大の当事者である被害者の意見も反映されて、より適正な裁判になると思います。

三つ目として、関係者が被害者参加制度への理解を深めてほしいということです。知識の不足する弁護士が多いということで、私たちはとても苦戦をしました。主に、それは被害者参加制度については知識不足の弁護士が多いからだと感じました。私たちは、事件当初より、20から30人の弁護士に連絡を取りましたが、以下の理由で断られ続けました。「被害者参加に弁護士は必要ない。まだ運用されたばかりなので使う必要がない。検察官がいれば大丈夫。」と言われました。被害者参加における弁護士の役割と、その重要性を知る弁護士の少なさに驚かされました。

これまで弁護士の役割は、加害者側の弁護人になることだけだったのでしょうが、今後

は被害者側に、被害者参加弁護士として付くことがあるのだと、多くの弁護士さんに知ってもらわなければ困るのは遺族です。さらに、最近は、「被害者は一言も話すな。全部参加弁護士に任せなさい。」などという被害者参加に全く無理解な弁護士がとても多いということを聞いております。また、このことを聞いて、私は大変ショックを受けました。検察官や弁護士など、被害に遭っていない法律家には分からない被害者自身の生の声を聴いてほしいと思うからこそ裁判に参加するのに、弁護士が私たちの思いを代弁しても、裁判官や裁判員に声は十分に届かないと思います。弁護士が代弁できるくらいならば、検察官でもよかったのではないでしょうか。被害に遭っていない人には分からない、被害者自身にしか言えないことが直接言えるからこそ、私たちが裁判に参加した意義があるのです。「全て弁護士に任せろ。」などというのはあまりにも乱暴で、これでは被害者が参加した意味が全くありません。この制度は、弁護士のためにあるのではありません。被害者のためにあるのではないでしょうか。

また、この中の二つ目として、一番大切な部分を裁判所に制限されたことがありました。被害者参加制度に基づき、被害者参加人は被告人に直接質問ができるはずで、その点はとても、被害者にとって重要なものです。しかし、情状事実についての被告人質問で、被告人側が「包括的な黙秘権の行使をします。」と言い、裁判所がこれを認め、手続が先に進んでしまったため、私たちは何の発問すらすることができませんでした。そのとき、検察官と私たちの被害者参加弁護士が反論しましたが、覆ることはありませんでした。「黙秘権というのは、被告人が黙っていてもいい権利で、こちらの発問までを制限したものではありません。」、そう後から聞きました。直接的には、黙秘権に関する話なのでしょうが、根底には裁判所の犯罪被害者基本法や被害者参加制度についての理解不足があるように感じます。

裁判所の訴訟指揮には、今でも納得することができません。なぜ参加制度が使いたいと 私たちが望んだかというと、被告人自身の生の意見が聴きたかったのです。法律論よりも、 私たちが重視したのは、被告人の事件に対しての思いや反省です。そして、日常の、当日 のそのものの行動についてを聴きたかったのです。情状質問のために、夜通し弁護士さん と考え、たくさん考えた質問の中から選んだものを、家族それぞれが被告人に聞くはずで した。結局、事件以来ずっと願っていた被告人の本当の心を聴くことはできませんでした。 私たち家族は、どう被告人と、そしてその被告人という人間を判断し、受け止めなければ ならないのか分からないままになってしまいました。被害者にとって一番大切な部分を、 裁判所ができないという制限をしては、そのままの制度は骨抜きになってしまうと思います。何のための参加制度でしょうか。

また、終わりに、私たち家族にとっては三つ目の刑事裁判で、被害者参加制度をやっと 利用することができました。そのとき私たちは、事件の真相に近付くことができ、自分た ちの手で近付くことができたのだと思いました。事件の内容については、裁判で初めて聞 き、目にすることも多く、ショックも大きかったです。それでも、家族だからこそ、苦し んででも率先して参加したい、そういう思いがありました。また、参加したからこそ、納 得して全てを見届けることができたのだと思います。

この被害者として認められた成果も、検察官と、依頼した弁護士、私たちとそれぞれとの信頼関係があってこそ、初めて得られたようにも感じました。それぞれが被害者参加の意義を十分に理解して、私たちを助けてくれたのだと思っています。探しに探した末、見付けた弁護士が、制度を十分に理解していてくれた人だったお陰で、被害者が直接できる事柄が、幅が広がりました。また、裁判中も安心して参加することができました。

前にも述べましたが、「被害者は一言も話すな。」などという無理解な弁護士も多い中、 私たち家族は直接発問することができて、とても恵まれました。この参加制度はとても意 義があります。加害者運転手の裁判のときに、参加制度の施行前であったため、参加する ことができませんでしたが、もし制度が使えたら、率先して使いたいと思います。どうか、 より良い被害者参加制度となるよう、工夫を重ねていただきたいと思います。

また、被害者参加制度について詳しく書いてある本もありませんでした。一つだけ、被害者参加制度についての本があったんですが、それは途中から発行されたものでしたが、 是非そういう本を御覧になってもらいたいなと思います。

本日はありがとうございました。

髙橋 ただ今,小澤さんから,証人に対して,情状事実だけではなくて犯罪事実についても 聞きたいという要望が出されましたが,本日もう一人参加されておられる武田俊子さんの ほうからも,そこの部分に限って,お話をさせていただきたいと思います。

事件の概要は、バーを経営していた息子さんが従業員に殺害されたものです。そのとき、犯人と同棲していた恋人が従業員として殺害現場にずっといたのですが、逮捕はされたものの、証拠不十分で、共犯にもならず、不起訴になってしまいました。ですから、犯人との関係では、いわゆる証人として出廷したことになります。ただ、被害者は犯罪事実については質問することができませんから、一番事実を聞きたいと思っているその証人に対し

て, 一切事実に関する質問ができず, 武田さんは大変悔しい思いをされました。 では, 武田さん, お願いいたします。

武田 武田俊子です。

事件は、昨年の9月に銀座で発生しました。息子は、お店の中で寝込みを襲われ、ハンマーで頭部を十数回、めった打ちにされました。そのとき、犯人の恋人が従業員として働いており、犯行のときも現場にいたそうです。恋人も逮捕されましたが、証拠不十分ということで起訴されませんでした。

その恋人は、犯人の裁判で証人として出廷しました。しかし、私を支援してくれた弁護士の先生から、遺族は証人に対しては情状しか聞けず、犯行の内容や経緯、動機などについては全く質問できないと聞かされびっくりしました。犯行当日、犯人と恋人は、事件に関するメールを何度も交わし、事件後、メールを消去までしていたので、質問したいことは多々あり、本当に驚きでした。

店でのトラブルの内容や、殺害の動機、犯人とのメールのやり取り、どうやって殺したか、息子の最後はどんな様子だったのかなど、一部始終を見ていて、しかも一緒に逃走までして、全てを知っていたはずです。でも、遺族である私は、一切そのことについて聞くことが許されませんでした。

被害者や遺族が知りたいと思う権利や思いを、もっと重視してください。遺族であって も、犯行の内容や経緯、動機について、証人からきちんと聞けるようにしてほしいと思い ます。それがせめて、残された親の権利でもあるかと思います。

ありがとうございます。

髙橋 今,お2人の意見を聴きましたが、それを踏まえて、簡単にあすの会からの要望を述べさせていただきます。

一つは、公判前手続に参加させてほしいという点です。この要望を持っているのはあすの会だけではありません。いろいろなところで耳にします。平成22年1月に立ち上げた犯罪被害者支援弁護士フォーラムには、現在22人の弁護士が在籍していますが、やはりみんな公判前整理手続に是非参加させて欲しいと訴えています。そうでないと、どんな証拠がどういった理由から出され、あるいは出されないのか、さらに、どのように裁判の手続が進んでいくのか、被告人がどんなストーリーを考えてるのか、十分に伝わらないのです。後から検察官から聞いた伝聞では、なかなか実態がつかみ難いというのが実情です。あっという間に公判前整理手続は終わってしまって、公判を迎え、あれよあれよという間

に終わってしまう。こういった消化不良なやり方を皆、経験していますから、手続には是 非参加させていただきたいと思っております。

二つ目は、証人に対し、犯罪事実についても聞きたいという強い要望があります。証人が情状として出廷するケースはありますが、そういったケースよりも、どちらかというと証人が犯行の目撃者として証言することの方が多いのです。そういったとき、一言も聞けないというのは、被害者からすればとても無念です。

さらに、尋問するときに、反対尋問ではなくて主尋問もやらせていただきたいと思います。これは、どういう場合かと言いますと、被害者自身を証人とする証人尋問のときは、 当然こちら側、つまり被害者参加弁護士にとっては主尋問になるわけで、反対尋問にはなりようがありませんから、そうなると今の規定、つまり証言の信用性を弾劾するという規定では、尋問ができないことになってしまいます。ですから、そういったケースも念頭に入れて、主尋問もさせていただきたいのです。

三つ目ですが、被害者参加を許可された事件だけでなく、同一訴訟手続内で行われている事件であれば、密接に関係している限り、訴訟行為をさせてほしいという要望です。典型例としてこういった例がありました。殺人事件で殺された息子さんがフッ素でどろどろに溶かされてしまった。どろどろに溶かされた、その物体だけが残っているわけであります。これを見せられた親からすれば、死体損壊についても意見を言いたかった。でも、これが言えなかったわけです。殺人罪は被害者参加の対象事件ですが、死体損壊は対象事件ではないからです。

また、性犯罪の区分審理でこんなこともありました。小学校の教諭が十数人に対して性犯罪を行いました。被害者参加した人が参加を許可された事件は強制わいせつでした。ほかの事件は強姦や強姦致傷でした。ところが、参加した方は強制わいせつでしたから、ほかの事件では無期とか非常に重たい刑を求刑できるにもかかわらず、参加した方は有期の懲役刑しか求刑できないわけです。そうすると、「何だ、この人は軽い刑しか望んでいないのか。」と誤解されるわけです。やはり、同じ手続で行われたものについては、全てについて訴訟行為をさせていただきたいというのが強い希望です。

四つ目は、旅費日当についてですが、是非裁判所が計算し、その場で出していただきたいという強い願いがあります。法テラスという方法もあるかもしれませんが、非常に手続が煩雑です。被害者の負担の軽減を考えていただきたい。被害者のための政策というものを考えていただきたいと思っております。

最後に弁護士の研修についての要望です。さきほど小澤さんが、20人から30人の弁護士を探したとおっしゃっておられました。私も弁護士として大変にお恥ずかしいのですが、法テラスに登録している精通弁護士、どうやったら精通できるのかと言えば、たった1時間くらい講義を受けただけで精通弁護士になれるわけです。この程度であります。ある被害者の方が精通弁護士を紹介してもらったが、結局、知識があまりに不十分なため、あすの会に再度相談に来られた方が沢山おります。ですから、是非、法テラスにおいて、弁護士を研修していただきたいと思います。

最後に、前代表幹事の岡村から発言させていただきたいと思います。

岡村 この制度は、私たちが命がけで作った制度です。

97年に私を逆恨みした男によって妻が殺害されました。遺族となってみて初めて、被害者は刑事司法上何の権利もないことを思い知らされました。

そこで、刑事司法を犯罪被害者の手に取り戻そうということで、2000年1月23日 「全国犯罪被害者の会」(あすの会)を立ち上げて運動を始めました。

その結果,犯罪被害者等基本法,犯罪被害者等基本計画,被害者参加,損害賠償命令,少年法改正,公訴時効の廃止などに関係してきましたが,最も苦労したのが被害者参加と損害賠償命令制度でした。

法制審議会では、あすの会案がたたき台のようになり、白熱的な議論が闘わされた結果、現行制度が生まれました。

法廷が復讐の場になる、法廷が混乱する、被害者が二次被害を受ける、裁判員に悪影響を及ぼすなど、日弁連や一部学者から猛烈な反対を受けましたが、実施してみると、そういう例は全くありません。被害者はバーの中に入ると、傍聴席にいるよりはるかに厳粛な気分になり、裁判に対する責任感も生まれるのです。

現行制度で残念に思っていることは、原則として証人に対する尋問は禁じられ、わずか に情状に関する証言を弾劾する範囲内でしか許されておりません。

「黙秘権のない証人に対して被害者参加人が質問すると,証人の負担を重くする」というのがその理由でした。しかし,宣誓して出廷している証人にとっては,検察官の質問でも,被害者参加人の質問でも,負担は同じことです。検察官より事情を知っている被害者が質問するのが効果的な場合がありますから,被告人に対すると同じように,質問できるよう改正していただきたい。

公判前整理手続に被害者、被害者参加弁護士が参加できるようにしていただきたい。刑

事裁判では、公判前整理手続が大きな比重を占め、実質は勝負はここで決まるといっても 過言ではありません。検察官から公判前整理手続の様子を聞き、また事前に打合せもしま すが、それだけでは十分ではなく、法廷活動にも支障を来すことも少なくありません。参 加の実を上げるためにも、是非とも、参加人、参加人弁護士が公判前整理手続に参加でき るようにしていただきたい。

弁護士会、弁護士には、いまだに参加に対する理解が乏しい。制度発足当時、参加人代理弁護士に選任された金沢の弁護士は、被害者に対して、「この制度はある団体が無理やりねじ込んだ制度であって、裁判所も弁護士会も、検察庁も反対なんだ。俺も反対なんだ。そういうつもりでやるから。」と言われてびっくりして、あすの会の相談に見えた被害者がいました。最近では、千葉県弁護士会の常議会が、被害者参加制度廃止の決議をしたと聞きました。長年加害者の人権だけを考え、加害者からの収入で生活してきた弁護士にとっては、被害者の権利は目障りなようです。

「精通弁護士」にも問題があります。2回講習を受ければ精通弁護士だそうですから。 参加に反対した日弁連が講習しても意味がなく、法テラス主催で講習会をやって頂きたい と思います。しかし、今の修習生は、被害者参加制度は当然と思っていますから、あと5 年もすれば、すっかり定着するでしょう。

とはいえ、被害者参加制度は、この3年間で根を下ろしたと思います。仮に裁判員裁判制度がなくなっても、被害者参加制度は絶対になくなりません。もはや被害者の刑事司法上の権利は奪うことはできないからです。

本日は、お呼びいただいて誠にありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。

松村 いずれにしても、犯罪被害者から信頼される司法のためには、やはり被害者参加制度 というのは絶対に必要な制度なものですから、今、いろいろ要求が出ていますけれども、 是非それを聞き届けていただいて、更に充実していただきたいということでございます。 よろしくお願いいたします。

<NPO法人交通事故後遺障害者家族の会>

会員A 私は、NPO法人交通事故後遺障害者家族の会の会員です。よろしくお願いいたします。

この度は、このような機会を与えていただきまして誠にありがとうございます。私は、

被害者参加制度で刑事裁判にも参加させていただいた経緯もあります。それも踏まえて、また、見直していただきたい点について、警察の捜査の方法、刑事裁判について、被害者の権利について対応の見直し、そして交通事故被害者の権利が軽視されている現実について見直しを進めていただきたく思います。

まず、皆さん、御家族がいらっしゃると思いますが、お子さんをお持ちの方、手を挙げていただいてもよろしいですか。

あとは、お母様やお父様、ごきょうだい、皆様、いらっしゃると思います。

例えば、朝、学校にお子さんが行こうとしたときに、「行ってきます。」と元気な声で 学校に向かっていきました。赤信号で、横断歩道のところ、待っているときに、車が突然、 横断歩道の歩行者のところを乗り越えてきて、我が子に衝突して、その子がフロントガラ スに頭をぶつけて跳ね飛ばされて、そのまま壁に足も潰された状態に、御自身のお子様、 ごきょうだい、家族に起きたら・・・という思いで聞いていただけると有り難いと思います。

一つの流れとして,事故検証,警察調書,起訴・不起訴,刑事裁判,そしてその後という流れでお話をしていきます。

今回,こちらのNPOの会の会員の方々の中で,特に遷延性意識障害,あまり言いたくありませんけれども,通称植物状態になっている,話すこともできない,意思表示もできない,動くこともできない。私の家族もそういう状況です。例えば被害者Bの子は,小学校へ「行ってきます」と言って家を出て行ったときに,車が突然飛び込んできて,お友達とともに跳ねられて,頸椎損傷後,ベッドからもほとんど動かせず,体位交換もほとんどできず,6年,7年と月日は経っています。身体はどんどん大人の女性として育っていっているのに,ずっとベッドの中にいます。

被害者Aの方は、バイクで運転中に、突然、渋滞の中からトラックが出てきて衝突して、 今、遷延性意識障害の重い状態で、もう6年、7年経っています。この前も誤嚥性肺炎と いうことで、救急車で運ばれました。

被害者Cの方は、車、壁にぶつけられて、足を切断し遷延性意識障害を負いました。 被害者Dの方は、バイクと車の衝突事故により、遷延性意識障害を負ってしまいました。 被害者Eの方は、普通車を運転中、突然、逆走してきた車に衝突され、この子も言葉も 発することはできません。意思表示は、指を一生懸命指して伝えることはできますが、身 体は一切動きません。 被害者Fの方は、横断歩道を歩行中に車に衝突され、遷延性意識障害を負いました。 ほかにも多くの方々が、交通事故犯罪により遷延性意識障害となって苦しんでいます。 これらの事件が、どのように警察によって対応されたかということについてお話ししま す。

事故検証についての流れをお話しします。

警察の事故検証時、飲酒検査を怠っている現状。事故検証というのは、警察にしかできない。家族が、事故をその場で目撃しているということはほとんどないと思います。警察にしかできない重要な事故検証がどのように行われたのか。

この方の場合は、加害者が車からすぐに降りて被害者を助けませんでした。その後に、後方車両の運転手が道の状況を確認して止まり、運転手が「大丈夫ですか。」と被害者に声かけをしていました。その後、加害者がふらふらっとやって来て、何を発言しているか聞き取れなかったと、被害者を救助していた方は言われていました。事故によって動揺しているということもあり得ますが、本当に動揺だけなのか。この事故は午前3時ころでした。週末夜中、見通しのよい道路、それで本当に事故による動揺だけなのか。何を言っているのか分からない、握っている携帯でボタンを触りながら電話しようとしていたが、何もできていない状況だったと目撃者が言っています。加害者は飲酒の可能性はなかったのか。

人身事故になった場合は、100%、必ず飲酒検査をしていただきたいというのが、私たち被害者家族からの強い要望です。この加害者の供述調書の中で警察に開示してもらえなかった中に、「私はお酒を飲みません。」と、当日、非開示にされている供述調書で言っています。その後に、何回か警察からの取調べを加害者は受けるので、そのときには「私は飲み友達に会いに行きました。」という証言をされています。当日「私は飲みません。」と言った証言は警察により非開示となり、被害者側は手に入りません。当日にわざわざ飲む人が飲まないと嘘をつくこと自体、おかしいと思います。

警察が加害者に対して飲酒検査をしてきちんと数字で表してくれていたら、被害者の家族は、事故後もずっと、「あのとき飲んでいたんだろうな、あのとき飲んでいたに違いない。」とか「事故は起きなかったかもしれない。」「治療費を支払いもしない加害者の保険会社は、治療費の支払いに対応しているはず。」・・・と悔しい思いが何年経っても家族の心から離れることはありません。警察がきちんと対応してさえいれば済むことです。事故連絡を聞いた家族はすぐに「飲酒検査はどうでしたか。」と聞きましたが、「時間が

なくて行っていません。飲んでいないでしょう。」と警察の方は言われました。 1人の人生を壊される重さを理解しようともせず、ふらふらとして言葉も理解できない状態だった加害者に対して、数分しか掛からない飲酒検査がなぜできないのでしょうか。そのころ、飲酒運転により子供が川に落とされ亡くなる事件があり、飲酒運転の事故件数を減らすために飲酒検査をよく行っていたはずなのに、なぜ事故に対しては飲酒検査をしないのでしょうか。起きてしまった事故が飲酒運転による事故だったかきちんと検査しなければ、本当の意味で飲酒運転の事故件数が減ったとは言えません。

最近ニュースでもあるように、薬を飲んで、使ってとか、という交通事故事件もよく起きています。人身事故を起こしたときというのは、必ず警察署に連れて行き、即尿検査をし、飲酒検査をし、検査という検査を全てしていただきたい。検査をしなければならない社会状況です。被害者の治療費が支払われず、苦しい生活を余儀なくされてしまい、その後の苦しい生活、それらがたった数分の検査で正確な事実を知ることができます。事故現場の検証は加害者に対してすべての検査を必ずお願いします。

また、事故検証で、小学生の子、11歳の小学生が自転車で横断歩道を渡る際に、右折進入してきたトラックに衝突された事故の30メートル離れた地点にいた12歳の二人の少年が目撃者として実況見分調書が作成され、これが民事で被害者過失相殺の根拠にされました。自転車発見地点から衝突地点までの移動距離はわずか3メートルです。後日、被害者の父親が現場を調べたら、発見地点は街路樹が視界を遮り、目撃者からは見えない地点です。目撃者二人のうち一人に聞くことができましたが、衝突の瞬間は良く見ていなかったと言いました。警察の目撃者調書には視界を遮る街路樹は書いてないのです。現場の地形では、街路樹で遮られて発見地点が見えないのに、自転車の速度は速く、トラックの速度はゆっくりと、事実が見えたかのように記述してありました。警察はペーパーの上で調書を作成するのではなく、目撃者の目撃した地点から事実を確認して調書に記述するように捜査方法を徹底していただきたいです。

次に、警察の調書、供述調書に関してお伝えいたします。

聞いていただきたい供述証書があります。供述調書がどのように行われているのか、被害者はないがしろにされています。毎回、交通事故の担当の方が台本どおりの筋書きで、こういう事故はこうだ、こうだ、こうだと警察官の方が決め付けてしまっているというのが、加害者の声で証言としてありますので、それを聞いていただきたいと思います。

(音声再生)

時間の都合でここまでにします。加害者が、私は事故時の運転スピードを知らない、警察の方がどのような方程式でその数字を出したか分からないと述べています。しかし供述調書には警察の筋書きどおりのスピードを加害者が述べたように記載されています。

事故後、被害者が倒れているところに助けに入った方からも、警察からの台本どおりに、供述調書時は、「これこれこうだよね。こうのはずだよね。」と警察からの説明どおりに調書が作られたと証言されています。これら警察の進め方について、どう思われますか。事故の供述調書と言えますか。スピードメーター、加害者は見ていません。しかし、加害者がメーターを見ていなくても、警察は供述調書時に加害者のスピードを決め付けて加害者に伝えました。現場検証も前方を見ず記憶にないという加害者の証言を無視して警察が作成しています。私は刑事裁判時に、検察官の方々に「こういう状況です」と証拠と共に出しましたが、「刑事記録として作られてしまっているので、その刑事記録の情報自体をひっくり返すことでは起訴ができません。」と言われました。警察が作った台本どおりの情報でしか刑事裁判は行われません。ただでさえ、加害者は保身のために嘘の供述をします。警察官が検証時間を短縮するために警察の台本どおりの調書を作ろうとせずに、加害者の証言が本当に間違いないか正確な現場検証を時間をかけて行わなければ事故の真の事実は分かりません。

スピード違反について、警察は事故検証時に分からないことについて加害者を守る情報を記載せずに正確な情報だけを警察の調書としなければ被害者は更に被害を受けます。メーターを見ていないなら「メーターを見ていない。」という、その言葉をそのまま供述調書にしてほしい。今法務省の皆様のお陰で、供述調書の可視化が進んでいるかと思います。最高検のほうからは、デメリットのほうが多いというのが昨日の新聞に載っていましたけれど、交通事故に関して、毎回台本どおりに作られる交通事故の供述調書では、被害者が泣き寝入りをずっと続けています。

これは一つの例ですが、ここに座っている皆さんも、みんな同じ思いをしています。

次に加害者の起訴について、起訴の有無の要素として、被害の大きさと被害者感情の重さもあると検察官から聞きました。警察官は被害者感情がないように調書に書かせようとします。警察署で被害者家族は8時間もの長い取調べをされて、自分が言っていないことがいつの間にか供述調書に書かれて、無理やり署名をさせられ、その方は抵抗しましたが、警察官から「また長い供述調書をやらなければいけないよ。」と言われ、看病に追われている身なので仕方がない、と話してもいない内容が記載された調書にサインをさせられ、

被害者家族が供述調書時にまるで加害者のような扱いを受けていることもあります。

そして、被害者感情がないように、「ないです。」と言い切ってしまったお父様がいます。その後、加害者は不起訴になり、そのお父様は、「自分が言ってしまったことで紙切れ一枚で事故が処理された。加害者は何の処罰もない。」ととてもつらい思いを受けて、現在うつ病で仕事も辞められました。

交通事故被害者には若い子たちも多く、重度障害を負ってしまう場合、お子さんたちの学校や勤務先が実家から離れていることが多々あります。関西で事故があったD君は、警察署から突然、「いついつに大阪の警察署まで来てください。」と連絡がありました。遷延性意識障害で、意識もない、血だらけの息子を必死に看病しながら、お父様もお母様も生命の危機から助けたいと必死な状態なのに、突然警察官に「大阪に来てください。」と言われました。何で被害者の立場をもっと考えて下さらないのか。改善点としてお願いします。

警察の方々は,加害者にはいろいろな情報を随時話しています。しかし,被害者には, 事故調査中と言い、何も伝えません。加害者の保険会社はその状況を基に、被害者に加害 者側の過失も何も伝えずに、治療費を一切支払わない場合が多々あります。事故時に目撃 者がいて明確な過失がある場合には治療費は支払われますが、目撃者もなく被害者が証言 できない場合は事故時から生涯苦しみます。遷延性意識障害を負うほどの事故であっても、 加害者側から加害者の車の修理代、「車両が傷付いたから80万円払って。早急に支払い 解決しないと問題にするよ。」と言い,被害者家族を脅す保険会社もあります。被害者家 は、息子、お子様、お父様、お母様の看病をしながら、加害者の保険会社から責められ、 治療費も支払われないケースが多々起きています。警察から、「このような時間経過で、 このような手続になります。」,「必ず何時までにこのような情報が入り,その内容(不 起訴)に対して上申が必要な際はこちらに御連絡をお願いします。」と具体的な情報を加 害者にだけでなく、被害者にも平等に通知を求めます。被害者家族は事故の情報を何も聞 けず、加害者の保険会社は被害者の立場を何も考えずに示談を急ぎ、生涯介護費が全く取 れず、救われない犯罪被害者が増え続けてしまいます。特に手術等で高額な治療費が必要 な一年近くもの間、警察からは情報がなく、その間も加害者側から責められ、被害者家族 は治療費と生活苦に陥り、金銭的、精神的にも耐えられず、本来必要な介護費用さえも支 払われず示談をしてしまう家族もいます。損害賠償で救われている被害者はほんの一握り である実態をよく御理解の上,多くの交通事故犯罪被害者が生涯苦しんでいる実態から,

事故検証が大変重要で、事故情報の開示対応も適切に行われる必要性があります。

起訴、不起訴について、被害者A君のケースは、同じような事件で起訴されていることも多いのに、なぜこの事件が不起訴になったのかが理解できません。バイクを走行中のA君は追い越し車線で普通のスピードで走行中に、渋滞の中から突然トラックが侵入し衝突しました。なぜ加害者は不起訴なのか。御家族は何度も「何で不起訴ですか。起訴してください。息子がこんな状態で苦しんでいます。お願いします。」と、上申書を出しましたが、結局、説明がないままに、時効となり不起訴が決定してしまいました。時効ぎりぎりまで何度もお願いしていましたが、叶いませんでした。今でも御家族の被害者感情は大変強く、心から優しい農家の御両親が「加害者を殺してやりたい。同じ目に遭わせてあげたい。」と息子が今も日々つらい目に遭う度にその気持ちが起きてしまい悔しいと述べています。

事故から1年間、何をしていいのか分からない。事故の対応の情報がない。看病も大変。 先ほどお伝えしたうつ病になった御両親だけではなく、御家族の多くは、みんなうつ病か 普通の精神状態ではいられない方々ばかりです。私も事故後から今も、夜、一日もぐっす り寝られる日はありません。日々の介助やリハビリ、事故の調査、ほか事故により行わな ければならないことがたくさんあります。夜起きては、「ああ、きちんと痰を吐き出せて いるかな。今日もきちんと生きられているかな。」と、辛い思いで日々過ごしています。 被害者家族に対して、警察からきちんとした対応、情報を随時連絡してほしい。「弁護士 に連絡して下さい。」、「法テラスに連絡して下さい。」と言われますが、事故後即看病 に追われ、弁護士探し等している時間さえもありません。法テラスは重度交通事故被害者 の事故案件の経験のある弁護士に会えず、まず家族が知りたいこと、どのように進めてい くべきなのかを適切に御説明していただける方に会えません。どこの誰に相談したらいい のかも分からず孤立してしまいます。またリハビリを受ける回復期の期間さえ失う方もい ます。

このNPOの会のように、家族の会に出会えると、同じような経験をされた中で、「ああ、次に何をしなければいけない。」と分かりますが、田舎に住んでいて突然事故に遭うと、情報源が全くありません。被害者家族は看病に追われます。事故に遭遇し、本人が意識不明の状態が続いている中で、家族が何をしなければならないか、家族さえもうつ病にさせないように、警察側から被害者家族に向けて分かりやすく交通事故犯罪重度被害者家族に対して行うべき手順等を分かりやすくマニュアルを製作し、全国の警察署に配布して、

供述調書の時に分かりやすく手順書を見せながら説明していただきたいです。事故調査の流れ、刑事裁判の流れ、加害者の保険会社に騙されないようにすぐに示談に応じないこと、病院の手配、脳挫傷の場合重度であっても2箇月以内に回復期病棟に移動しなければリハビリの機会を失うこと、重度の交通事故被害者を守るためにも、事故被害者の家族は必ず警察署に行くので、その際に配布して欲しい、ほかどういう対応で被害者を救えるか考えていただきたいです。

刑事裁判について、被害者参加制度はまだ形だけです。被害者家族は尋問もほとんどできません。私と被害者Cさんの御家族も、被害者参加制度で参加できるものは全て参加しました。尋問に関して、そして意見陳述、家族は実刑を求めたい思いで必死です。尋問では加害者の嘘を明確にしたくて、事故直前、事故時、事故直後の質問を事前提出の手続に従ってまとめました。裁判官の事前確認により、過失に伴う質問事項のすべてを質問させてもらえませんでした。家族は事故がなぜ起きたのか、なぜ防げなかったのか、それらが一番重要でしたが、被害者家族が聞ける範囲は事故後の加害者の対応のみでした。被害者参加制度は、被害者の目線で加害者に事故直前の運転状況、確認状況を聞ける制度だと思います。それらの質問がもし検察官の方々と多少類似していたとしても、被害者の目線で聞く質問とは異なり、新たな事実、加害者の証言の食い違いが見つかる可能性もあります。被害者家族は必死な思いで健康な生涯を壊された家族を思い、事故の事実を知ろうとしています。常識の範囲で、被害者の目線で加害者に対して、事故直前、事故時の状況を尋問できるような制度にして欲しいと願います。

重度後遺症害を負う事故の被害の大きさをよく御理解いただき、起訴、不起訴の決定を 再考慮していただきたいと願っています。また起訴された刑事裁判に関しては、事故時の 警察官の対応と比べ、検察官の方々、被害者家族に対して適切な対応で、裁判前の打合せ にも時間をかけて説明していただき、感謝をしています。

しかし、交通事故の刑事裁判判決は、加害者が「すみません。」といえば、それだけで許される。被害者にとって加害者の処罰に執行猶予付きでは何の処罰にも値しないと感じています。私たち家族は、加害者に対して、本当の意味で反省ができ、事故を未然に防げるほどの処罰の厳罰化を求めています。最近、携帯電話で会話中の事故が増えていると思います。携帯電話で会話中の加害者に対して、尋問の際に、「今も運転中に携帯電話で電話をしていますか。」と聞くと、「はい。」と言いました。携帯電話で話しながら事故を起こした人が、事故後も平気で運転中に携帯電話を使い、事故時と同じように今も加害者

は運転に集中していません。反省していると言えません。交通事故の処罰の厳罰化を求めなければ、運転を軽視して、運転手は人の生涯を壊しても、故意ではないので、「すみません。」と言えば情状酌量で済む、としか考えずに運転も乱暴になっています。そして、2度、3度、起こす可能性もあります。

全国にたくさんの重度交通事故被害者がいます。事故後の痛みから苦しみ、歯ぎしりをずっと続けて、歯が削れて口の中が血だらけになるほどの苦しみが何年も続きます。処罰の厳罰化、なぜ実刑にならないのですか。車が突然歩道に乗り上げて子供の生涯を奪う事件を起こして、なぜ執行猶予が付くのですか。交通事故を厳罰化にしない限り、事故は減りません。交通事故の安全マナーの講習等を行政で行われても、そのようなことでは事故は減りません。事故を防ぐには事故で人を傷つけてしまった場合、故意でなくとも必ず加害者に処罰を与え、痛みのある実刑の制度を作らなければ、運転を軽視する人が増え、事故は減りません。故意かどうかで処罰を決めるのではなく、結果の重さを刑に反映すべきです。

裁判員制度であれば、判決に関して裁判員の声がきちんと取り入れられますが、被害者 参加制度はそこにいるだけで相手に対して発言できる、今までそれができなかったので、 それは大きな進歩ではありますが、形だけに終わらない被害者参加制度を取り入れてくだ さい。

最後に、皆さん、ちょっと顔を上げてください。手をぐーっと伸ばしてください。ぐーっと、もっと。皆さん、伸ばしてください。ぐーっ。はい、下ろしてください。

この一日ですごく疲れたと思いますが、どうですか、今のでちょっと身体が、楽になりませんでした?これが、遷延性意識障害者にはできません。国の制度では、この伸ばすという行為を1週間に1回、通所リハビリで40分しか受けさせてもらえません。まるっきり身体が動けなくて、体位交換も人に頼らなければならないのに、疲れたという、この伸ばす行為ができません。若い子たち、特に第三者行為の場合は、40歳になっても介護保険が使えません。自立支援法は介護保険のように使用できず、負担しなければならない費用が多くあります。動けない障害者、発言できない障害者への救いの補助は全く足りていません。

損害賠償はひどいものです。事故後何年経ってもいまだに一銭もお金が入っていません。 ずっと寝たきりで、身体を伸ばすこともできません。

厚生労働省にも伝えてください。全国にいる遷延性意識障害者がなぜ特定疾患に入らな

いのか、救える命を救える手立てをお願いします。法務省の皆様から、各省庁に是非問い合わせてください。今、皆さんが身体を伸ばして少し楽になった、その気持ちを、身体の動かない交通事故被害者の皆さんに、交通事故被害者だけではなく遷延性意識障害になってしまった皆さんに毎日リハビリを受けさせてもらえるようにお願いします。リハビリを毎日受けることもできずに身体が固まる苦しさから助けて下さい。

法務省の皆様から強く各担当の皆さん、刑事裁判の御担当の方々、警察の皆さんにお伝えしていっていただきたい。どうぞよろしくお願いします。

上冨刑事法制管理官 どうもありがとうございました。頂いた御意見の中には、今、お話があったように、必ずしも法務省で直接対応できないこともあるようですけれども、いずれにしても、何った御意見を今後の検討の貴重な資料にさせていただきたいと思います。 北原 NPOの代表の北原でございます。

私たちのほうでは、いろいろな被害者の会の人たちとボランティアで助け合いをということで、なるべく国に甘えず、自立して助け合っていくという考えで活動しているわけです。そこで、多くの被害者の人と接して感じること、あるいは自分が経験したことで言うと、やはりどうしても警察の調べについて、ストーリーができていて誘導するというのがどうしても起きている。要するに、真実、事実にこだわって欲しい。その事実というのは、目撃者などが話したことにこだわって、警察の意見を入れない。ストーリーに沿わない。本人が言ったことだけを、その言ったことが嘘だったって構いません。非常に嘘である確率は高い。だけども、言ったことだけを書かないから、東電OL事件みたいにえん罪が出てくる。だから、そういう真実、事実にこだわるという捜査をやっていただきたい。それから、可視化、あるいはドライブレコーダー、こういうものによって真実が分かる確率が高くなると思うのです。

それと、もう一つは、不起訴になったとかというときに、分かるように説明がない。だから、非常に恨みを持ってしまうとか、別の問題に発展してしまうということがあると思いますので、そういう点。

それと、もう一つは、やはり加害者が言っていることは嘘が多いんだけれども、やはり そこにこだわって、やはり事実は何か。例えば、目撃者の言っていることが真実なのか当 事者(民事裁判被害者原告)は確認できない。確認できないのに、それを証拠として採用 してしまう。当事者というのは、有利になったり不利になったりすると思いますけれども、 事実は何かという点が大切ですよね。目撃者調書について、民事裁判の証拠調べ(証人尋 問)を実現できないものは、被害者原告が認めない限り証拠として採用できないように司 法制度を改善して欲しいです。

それともう一つは、九州から大阪まで警察に呼んで調書を取る。だけども、その被害者の家庭は、介護やリハビリでもう非常に苦労しているわけですね。それを「いつまでに出てこい。」というようなことで、被害者の立場に対する思いやりというものがなくて、警察の仕事の立場からだけですね、相手に指図をしてしまう。あるいは、警察がそこに行って、自分で意見を聴きに行けばいいと思うんですね。九州と大阪で遠いから。そういったような、やはり被害者に気配りというものが足りない部分があるのではないかと思うので、私も代表の立場から、ちょっと補足的に意見を言わせていただきました。

会員A また、お聴きいただける機会がありましたら改善していただきたい点があります。 本日はありがとうございました。

<宙の会>

土田 殺人事件被害者遺族の会、宙の会の土田猛と申します。

まずは、宙の会に対して意見発表の機会を賜りまして、心から感謝を申し上げます。 私からは、今回の法務省ヒアリング主題7項目に対する宙の会意見として、次の4点を 中心に意見を述べさせていただきます。

1点目は、5の損害賠償請求に関し、刑事手続の成果を利用する制度に関連して、「殺人事件の損害賠償判決に対する代執行制度の確立について」。2点目は、4の被害者参加制度及び7の被害者参加人のための国選弁護制度における資力要件に関する検討に関連して、「国選弁護人付与の被告事件に対する被害者参加人のための国選弁護人制度の確立について」。3点目は、第二次犯罪被害者等基本計画に関連して、「公的懸賞金制度の一律化について」。4点目は、同じく第二次犯罪被害者等基本計画に関連して、「犯罪抑止施策に対する実効性の確保について」の項目で発表いたします。

発表に先立ち、意見の根底となる宙の会の設立及び活動趣旨について申し上げます。

宙の会は、3年前、平成21年2月28日、殺人事件被害者遺族の会として設立いたしました。設立当初は16事件、現在は19事件の遺族が参加しております。遺族には、本日参列しております、平成8年9月9日発生の柴又三丁目女子大生殺人放火事件の小林賢二さん、小林さんは宙の会の代表幹事を務めております。次いで、平成12年12月30日発生の世田谷一家4人殺害事件の入江杏さん、同事件の遺族、宮沢良行さんが宙の会会

長を務めております。さらに、平成13年2月17日発生の福岡東区老夫婦強盗殺人事件の藤堂早苗さんを始め、八王子市スーパー店内殺人事件及び英国人女子留学生殺人事件等、社会的関心の高い遺族が正会員として参加しております。そして、支援者として、国民の賛助会員及び運営自体に貢献していただいている特別賛助会員によって構成されております。

なお、私は、特別参与として、元警視庁警察官の立場で活動に参加をしております。

宙の会の設立趣旨は、「遺族の思いは年月を経ても決して薄れることはない。時効制度を廃止し、人を殺害したら厳刑に至る条理を確立していただきたい」を柱に、時効制度の撤廃又は停止の実現及び究極的には殺人事件の減少を掲げ、活動を展開いたしました。結果、法務省の公訴時効制度の施策に対する積極的な取組、さらに、他の犯罪被害者団体の熱心な活動も加わり、一昨年、平成22年4月27日、公訴時効制度廃止法案が成立いたしました。

ここに、宙の会としては当面の最大の活動目的を達成いたしましたが、引き続き究極目標の殺人事件を1件でも減らしたいという思いから、民事面にスポットを当てた次の活動に入っております。その活動方針は、「犯罪に対する「償い」を求める制度は、民事面においても賠償すべき制度が確立してこそ、法理念の両輪が保たれ究極的に秩序の安定が図られる」という考えの下、加害者に対する賠償責任の実効性を求めております。

しかし、民事面における現況は、特に殺人事件に対する賠償について、極めて実効性が 乏しい状態と認識しております。私たちは、素直な思いで、かけがえのない命を奪ったら、 それ相応の責任を果たす。そして、命に通じるかけがえのない財産をも失わせたら、やは り相応の責任を果たすという条理が保たれてこそ、社会の秩序は維持され、社会規律とし て犯罪抑止にもつながっていくものと確信しております。

宙の会会員の一例を申し上げます。

平成2年,北海道札幌市内において,信金関係会社に勤めていた生井宙恵さん,当時24歳が,帰宅途中,自宅近くで,近くに住む青年に殺害されました。指紋等の証拠から,すぐに被疑者が判明して全国指名手配となりましたが,15年を過ぎ,平成17年に公訴時効を迎えてしまいました。時効前に父が亡くなり,母と妹さんが犯人特定の証を残したい一心から民事訴訟を起こし,約7,500万円の賠償判決を得ました。しかし,相手はいまだ所在不明。最近でも,「仙台に似ている人がいる」,「地方の飲食店で働いている」などの情報があり,警察に相談するも,警察は「時効になっているので捜査はできない」

という。仮に相手の所在を確認しても、賠償判決の実効性を期すためには、弁護士を依頼 して、相手の資産を調査して、民事訴訟に持ち込む方法しかありません。このように、裁 判所が国家の処罰権として国民に代わる制裁権を示しながら、実効性が全く伴わない実態 となっております。

今回の法改正で、損害賠償命令制度が導入され、かつ、仮執行宣言の強制執行まで踏み 込んだ流れになっており、請求の手続面及び相手が異議を唱えなければ実効性は期待でき る形になっておりますが、実情はいまだ限りなく実効性に乏しい状況になっていると判断 せざるを得ません。

そこで、宙の会として、殺人事件の損害賠償判決に対する代執行制度の確立について検 討をお願いしたいと存じます。

ただ今御報告いたしましたように、公訴時効制度が廃止となり、刑事方面における償いへの制度は確立いたしました。しかし、民事方面における現況は、損害賠償命令制度により手続面の措置は簡素化されたものの、実情は引き続き、個人で闘わなければならない状況にあります。人を殺しても捕まらなければ、民法第724条の賠償請求権は消滅してしまう。また、捕まっても20年過ぎていれば請求できないという問題と、当事者能力から賠償不可能、又は居直る等、意図的に拒むという問題もあり、被害者遺族の苦悩はずっと引きずる余地が改善されていない状況と言えるのではないでしょうか。このような状況が、法秩序の公正と言えるのでしょうか。これで社会規範は保たれるのでしょうか。やはり、人に迷惑をかけたら償うという法制度、社会規範が確立してこそ、正義の実現に近付き、抑止効果も現れるのではないでしょうか。

そこで、損害賠償の命令又は判決が出て確定した場合には、国が代執行をして、以後、加害者に国が求償権に基づき請求して、賠償額を確保する制度を確立して頂きたいと訴えております。飽くまでも加害者に償いを求めていくことであり、国家・国民からの賠償を求めるという趣旨ではありません。そのような制度が確立されれば、被害者遺族は刑事事件の判決とともに、民事の賠償命令・判決を得た段階で法的な区切りが付けられるし、他方、加害者に対しても償いの道筋を明確に示すことになります。命令・判決の賠償額をどれだけ国が求償できるかは不確定ですが、国でさえ不確定な部分を、被害者遺族に命令・判決のみを示して実効性の担保が限りなく不可能な現況は、あまりにも苦しみの継続を与え、不公平と言えるのではないでしょうか。

国家機関による求償権ならば、資産調査による確保、遺産相続の差押え、受刑者の作業

賞与金など、長期的かつ継続的に求償可能と思われます。自動車事故の業務上過失致死事件においては、自賠責法によって強制保険による補償及び任意保険制度の普及によって、限りなく賠償判決の実効性が保たれておりますが、償うべき責任のはるかに高い故意の殺人事件については、自賠責法に代わる法律はなく、また任意保険制度に代わる制度もなく、民事法の当事者主義の観点から、全てが被害者遺族の立証責任に課せられる状況にあります。我が夫、我が妻、あるいは親あるいは子どもが、何らの落ち度もないのに殺され、国は判決のみを示し、「あとは当事者主義ですから」と突き放される現況にあります。遺族は、同時に殺されたような苦しみを背負い、中には放火によって生活基盤さえ奪われるケースもあります。その原因を作ったのは、加害者なのです。ですから、加害者に対して責任をしっかり取らせる制度を確立していただきたいのです。

さらに、損害賠償判決に対する代執行制度を検討する段階においては、被告事件に対する検討と同時に、被疑事件についても踏み込んだ検討をお願いしたいと存じます。未解決事件の中には、加害者の人定は不明なるも、証拠上はDNA及び指紋等により加害者が特定されている事件があります。米国では、DNAに人格権を与えて、強姦罪等、時効停止の措置を取っているケースもあります。証拠上、DNA等により加害者が特定されている事件については、DNA等に人格権を与え、民事法の消滅時効を踏まえ、20年を経た時期に遺族の申出を受け、損害賠償判決による代執行制度を適用することについて、是非検討していただきたいと存じます。公訴時効が廃止となった今、明らかに加害者特定の証拠のある事件について、20年過ぎて加害者が逮捕された場合には、求償権に基づいて民事面の償いも果たすことができることとなります。

今回の法律では、損害賠償請求に関して、刑事手続の成果を利用する附帯私訴の制度という画期的な法案となっており、また、論議の仮定で、犯罪被害者給付金の支給額の上限を自賠責保険と同程度まで引き上げようという、犯罪被害者給付金の制度の拡充についても前向きな方向で進んでいるように伺います。そのこと自体は、被害者遺族の思いに寄り添った理念の表れと歓迎いたしますが、被害者の立場、遺族の立場に追いやった加害者に対して、償いをしっかりと果たさせる法制度の確立を強く望みます。

以上,損害賠償請求に関し,刑事手続の成果を利用する制度に関連して,「殺人事件の 損害賠償判決に対する代執行制度の確立について」の意見を申し述べさせていただきまし た。

次いで、4の被害者参加制度及び7の被害者参加人のための国選弁護制度における資力

要件に関する検討に関連して、「国選弁護人付与の被告事件に対する被害者参加人のための国選弁護人制度の確立について」意見を述べさせていただきます。

今回の法改正により、被害者参加制度が盛り込まれ、被害者等として殺人事件被害者遺族自身、そして遺族からの委託を受けた弁護士も、刑事裁判に参加できることになりました。刑事手続にどれだけ介入すべきかについては、未解決事件遺族で大半が構成されている宙の会は、まずは事件解決に向けた対策を願い、次いで、同じような思いを持つ遺族を作り出さないための施策を希望するところに終始している段階で、逮捕後の刑事手続までの論議には至っていない状況にあります。

しかし、入口のところで、加害者が検挙されれば、当然、公判対策に入っていくわけですから、素直な思いでまず願うことは、加害者に国選弁護人が付くならば、当然に被害者にも国選弁護人が付くべきと考えます。殺人事件の被疑者、被告人には、憲法上も、手続法においても、国選弁護人制度がしっかりと定められており、本人が請求しなくても、弁護人がいないときや弁護人がいても出頭しないときは、裁判長は職権で国選弁護人を付さなければならないというように、被告人の権利は守られているというより、守ってあげているという手続になっています。

他方、被害者はどうでしょうか。憲法第37条3項で、「刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する」。さらに、刑事訴訟法第37条の2では、法定刑が「死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件について被疑者に対して勾留状が発せられている場合において、被疑者が貧困その他の事由により」私選弁護人を選任することができないときは、裁判官に対して国選弁護人の選任の請求することができる。加えて、第37条の4では、「精神上の障害その他の事由により弁護人を必要とするかどうかを判断することが困難である疑いがある被疑者について必要があると認めるときは」、裁判官は「職権で弁護人を付することができる」というように定められております。この根底には、国家刑罰権の理論から、国が被害者に代わって、被害者の権利を行使する基本構造になっていると理解しております。今回の被害者参加制度も、その基本的構造を維持しつつ、これに抵触しない範囲内で、被害者参加人等の限定的な訴訟活動が認められていると解釈しております。

国家理念, そして法的基本構造を尊重しつつ, なおかつ, 裁判員裁判制度の国民判断が 大きく取り入れられている現況から, 先ほど読み上げた被告人, 被疑者の権利と同等の権 利を, 国家すなわち検察官及び裁判官が代わって行使するところに, 被害者遺族自身が権利を行使できるという施策を講じていただきたいと願います。それは, 被疑者, 被告人に国選弁護人が付くならば, 同時に被害者にも国選弁護人が付与される制度, さらに, 殺人事件のように必要的弁護については, 被害者遺族が国選弁護人を請求できる制度を確立していただきたいと願います。

昨今のように、死刑になるためには誰でもよかったとか、薬物により心神耗弱の状態であったとか、そのような被告人にも国選弁護人が付き、片や、何の落ち度もない被害者側には、弁護人選任について資産の有無や、被害者参加等について幾つかの制約があります。公判段階及び勾留段階において被害者自身の存在が失われている中で、被害者の思いを代弁できる遺族自身の言葉を伝えるためには、弁護人を通して加害者と同等に向き合える制度を確立していただきたいと願います。

次に、第二次犯罪被害者等基本計画に関連して、「公的懸賞金制度の一律化について」 意見を述べさせていただきます。本件につきましても、殺人事件被害者遺族として素直な 思いから意見を述べさせていただきます。

公的懸賞金制度、すなわち捜査特別報奨金制度については、警察庁所管につき、法務省の直接事務ではないと存じますが、被害者遺族の思いを酌み取っていただきたく発表させていただきます。

公的懸賞金については、2007年5月から始められ、宙の会の八王子市スーパー店内 殺人事件及び柴又三丁目女子大生殺人放火事件や、世田谷一家4人殺人事件等も対象となり、継続されております。本件制度は、社会環境の変化の中で、連帯意識の希薄化や通信 手段の発展による匿名化の高まり、更には交通手段の発展による広域化等、捜査の困難性 の中から導入された制度と理解しております。事件解決のためには、いわゆる情報をお金 で買うという時代と割り切り、また、事件を風化させない、犯罪を許さない、必ず逮捕す るという正義感の発露、犯人に対するメッセージとして有効と考えます。

しかしながら、町中の指名手配ポスターを見て、あるポスターは1、000万円、あるポスターは300万円という懸賞金を見て、違和感を覚える国民も少なくないと思われますし、遺族にとってはとても心揺れるところです。制度として、設置した趣意、そして条件、被害者遺族感情を含めてよくよく検討されている結果と存じますが、殺人事件被害者の人間の命に格差、評価はないという思いからいたしますと、懸賞金の付かない多くのポスターの被害者遺族にはつらい思いもあります。遺族の中には、何とか私的懸賞金を準備

し、当局に公的懸賞金を付けてもらうために何度もお願いをしている方もおります。制度の設置理念を考えるならば、一律、殺人事件被害者1人に上限1、000万円という公的懸賞金の付く制度にはならないのでしょうか。これまでの懸賞金の付いた事件情報による解決率、上限1、000万円とした場合における事件内容から詳細な基準の設定等を盛り込んだ制度の構築は、決して不可能と言える対策ではないと判断いたしますが、いかがでしょうか。そもそも、事件情報を提供して報奨金を頂けるという権利は存在していないと思いますので、その判断は当局の自由裁量の領域と思われ、報奨金の多寡を争う等、一律、懸賞金に対する国民側の問題は少ないのではないでしょうか。懸賞金の付いていない遺族の心情を察していただき、検討の俎上に是非のせていただきたいと願います。

最後に、同じく第二次犯罪被害者等基本計画に関連して、「犯罪抑止施策に対する実効性の確保について」意見を述べさせていただきます。

一連の犯罪被害者対策については、基本計画に基づいて、その施策については着実に前進が見られると評価しているところです。特に、宙の会としては、設立趣意、そして活動の第一目標に公訴時効制度の廃止を掲げて発足したところ、1年後に廃止法案の成立に至り、正義の力というものを心強く実感として受け止めました。中でも、やはり法務省当局の勉強会、それに続く中間発表、そして法案における遡及を盛り込んだ内容、かつ、法案成立と同時に施行という流れに、宙の会としては法案成立場面の国会に臨んだ報道写真に尽きますが、感動の涙をぬぐう笑顔の中に、法務省関係者への敬意を心から表したところです。基本計画、そして法案整備、最後は実効性の確保を考えるとき、そこに携わる方々の対処の一点に尽きると思います。基本計画の今後講じていく施策の一つ一つが、そこに携わる当局の担当者の真剣さにつながっていけば、大きく前進することと存じます。

他方、被害者としては、当局の真剣さに向かい合う中、弱者としての権利の主張の一方、被害者としてなせる真剣さも求められていると認識しているところです。被害者側にとって、それぞれの思いがある中、自分たちと同じような被害者側に立ってほしくないという願いは、共通認識として皆さん、心に含んでおります。その点から、宙の会としては、会員の多くが命の大切さを学ぶ教室において、中学生及び高校生に対し、又は大学ゼミや地域社会において、犯罪抑止のために遺族の思いを伝えております。また、ここに出席している小林代表幹事は、放火焼失した自宅敷地を地元消防団の事務所兼資材置き場として提供しております。同じく藤堂幹事は、事件現場の木造2階建て住宅の一部を地元町会の会議、連絡場所として提供しております。このように、宙の会としては、東京の事務局を始

め、札幌、金沢、名古屋、広島、福岡支部を中心に、また英国人留学生事件の遺族、ビル・ホーカー幹事とも活動内容を伝えながら、それぞれの立場で成せることを果たしつつあります。基本計画に網羅された施策に実効性が伴えば、被害者対策は飛躍的に向上することと確信するところです。

そのためにも、冒頭申し上げた殺人事件の損害賠償判決に対する代執行制度の確立については、さきの第174回国会法務委員会において、本件に関する質疑の中で、当時、千葉国務大臣が次のような答弁をしておりますので、御確認を兼ねて、一部、引用、発表させていただきます。

「民事上の損害賠償請求というのは当事者が行うという制度になっておりますので,直 ちにこれを使うということはなかなかできませんけれども」,「御指摘がありました,損 害賠償を国が代わって行うような,こういう課題も含めまして,今後,関係省庁とも協議, 検討をしてまいりたいと考えております」。

「犯罪被害者の皆さんの経済的、精神的な支援をどうしていくかということはこれから も考えていかなければなりません。基本計画の改定等もございますので、そういう中の議 論も含めて、そして国が賠償して求償するというのは本当に一つの大きな考え方だという ふうに思いますので、是非今後の検討の重要な材料にさせていただきたいと思います」。

宙の会としては、千葉元国務大臣の言葉を支えとして、また、法務大臣が交代する都度、 陳情書を提出させていただいておりますが、引き続き関係省庁の協議、検討を注視してお ります。

最後に、ただ今申し上げた意見発表内容に御配慮賜ることを心からお願い申し上げ、一方、宙の会として、殺人事件の減少に向けて果たせる犯罪抑止活動の継続を表明して、意見発表とさせていただきます。

小林 全て、今、土田のほうからお話があったとおりなのでございますが、特にこの代執行 制度につきましては、宙の会発足当時から、時効廃止と二本柱で掲げてきた内容でございまして、引き続き、私どもも取り組んできている目標の一つでございます。

代執行制度について、急ぐべきは被害者遺族の生活再建ということこそがキーワードと 考えております。

いずれにいたしましても、今回の法改正の見直しにつきましても、それぞれの点につきまして、やはり実効性の感じられるような、そういった法の制度、そして施行をよろしくお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

入江 まず、司法制度改革の流れの中で、時効の撤廃へのお力添えを、心より感謝申し上げます。また、未解決事件の犯罪被害者遺族が手を携えられたということへの、まず本当に励ましというか、力強く感じております。

ただ,犯罪抑止活動にずっと関わり,またグリーフサポートの現場にあって一番強く感じることは,持続可能な支援というのを行政にお願いしたいなということです。また,こちらの法務省に申し上げる筋ではないのかもしれないですけれども,支援の質そのものを高める必要性を感じております。担当者が変わるとか,そういったことが非常に犯罪被害者や御遺族にとって,大変,心を痛められている方が多くて,いろいろな現場でそういった声を伺います。

それから、被害者遺族、被った者としての尊厳の回復の一助として、行政の柔軟な対応というのは一番求めるところではあるんですけれども、一つの例としてちょっと思いついたのは、Kさんという性犯罪の被害の方がいらっしゃるんですが、その方が今、都内の犯罪被害者支援センターのアドバイザーとして入っておられます。そういうことによって、当事者の声が行政につながりやすくなって、犯罪の被害者、支援の質を高めることにつながるのではないかなと感じておりますので、いろいろ行政のほうでもアドバイザーの方、いろいろ俳優さんとか、そういった方もいらっしゃるとは思うんですけれども、当事者の声を聴く、耳を傾けてくださるといったことが、支援につながると感じております。

藤堂 今日は、お時間を取っていただきましてありがとうございます。

ここに書いてあります被害者参加人への旅費などの支給に関する検討ということなんですけれども、これはやはり事件と現場が離れている遺族の方も多数いらっしゃいますので、 是非進めていただきたいと思います。

また、裁判が終わった、給付金をもらった、それで終わり、ということではなくて、やはり末長い支援が必要だということを、いろいろな犯罪被害者の方からの意見を感じました。先日、九州の交流会に参加したんですけれども、その中で、お姉さんをストーカー殺人で亡くして、警察のほうに何回も取り合ったけれども、相手にしてくれなくて、しかも、親族ということで犯罪被害者給付金がもらえないということで門前払いだったんですけれども、いろいろなところに相談して、やっと請求することができましたけれども、その時点ではもう時効になって給付金がもらえなかったということで、お姉さんのお子さんを引き取って、今、育てていらっしゃるんですね。何のための犯罪被害者給付金かということで、そういう声も聴きましたので、やはり遺族は遺族、100人いれば100通りのケー

ス・バイ・ケースがあると思うんです。ですから、いろいろな声をまとめるのは難しいと 思うんですけれども、やはりいろいろな広いところから声を聴いて、考えていただければ 有り難いと思います。

どうもありがとうございました。

一了一